

第百八回国会 環境委員會議 録 第三号

昭和六十二年五月二十二日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 林 大幹君

理事 小杉 隆君 理事 武村 正義君

理事 戸沢 政方君 理事 福島 讓二君

理事 山崎平八郎君 理事 岩垂壽喜男君

理事 春田 重昭君 理事 滝沢 幸助君

石破 茂君 片岡 武司君

杉浦 正健君 田澤 吉郎君

平泉 涉君 森 美秀君

金子 みつ君 山口 鶴男君

遠藤 和良君 齊藤 節君

岩佐 惠美君

出席國務大臣

國務大臣 稲村 利幸君

(環境庁長官) 山内 豊徳君

環境庁長官官房 長 加藤 陸美君

環境庁企画調整 局長 目黒 克己君

環境保健部長 古賀 章介君

環境庁自然保護 局長 福島 讓二君

委員外の出席者

警察庁刑事局保 安部生活経済課 経済調査官 緒方 右武君

法務省入国管理 局入国審査課長 大久保 基君

法務省入国管理 局登録課長 黒木 忠正君

外務省国際連合 局社会協力課長 金子 義和君

大蔵省関税局輸 入課長 伊東 俊一君

文部省初等中等 教育局中学校課 長 辻村 哲夫君

厚生省業務局経 済課長 佐藤 隆三君

林野庁指導部計 画課長 杉原 昌樹君

林野庁業務部経 営企画課長 塚本 隆久君

水産庁研究部研 究課長 河田 和光君

通商産業省貿易 局輸入課長 鳥居原正敏君

通商産業省生活 産業局文化用品 課長 松倉 浩司君

環境委員会調査 室長 山本 喜陸君

委員の異動

五月二十二日

同日 河本 敏夫君 補欠選任 森 美秀君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

同日 森 美秀君 補欠選任 河本 敏夫君

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。杉浦正健君。
○杉浦委員 杉浦でございます。
政府御提案の、絶滅のおそれのある野生動物種の保護の規制等に関する法律につきまして、あるいは若干時間ございましたら関連する事項につきまして、幾つか御質問をさせていただきます。
この法律は、いわゆるワシントン条約の実施に關連する法律でございますが、そのワシントン条約の前文には、野生動物種は「地球の自然の系のかけがえのない一部をなすものである」というふうな認識が示されているところでございますが、私はもつと広く、人類も地球の自然の系の一部である、そういう意味で人類と野生動物種の世界が共存していかなければいけない、そういう地球であるべきだと考えているものでございます。いざれにしてもワシントン条約の精神には私は賛成であり、野生動物種の保護を図ることは私どもの使命であるというふうに考えてお一人でございます。この点につきましては、恐らく反対をなさる方はいらっしゃらないであろうと思われるところでございます。そこで、幾つか質問をさせていただきます。
まず初めに、この法律の趣旨でございます。昨日御説明のあったところでございますがワシントン条約は、御承知のとおり絶滅のおそれのある野生動物種を保護するため、国際協力によってその取引を規制するということを目指しているものでございます。今回日本において、その国内取引を規制する本法案を提出されるに至りました背景というものはどういふものか、御説明を願いたいと思ひます。

○古賀政府委員 今申し上げましたように、我が国が昭和五十五年にワシントン条約に加入いたしました以来、条約に基づく輸出入の規制は外国為替及び外国貿易管理法、いわゆる外為法でございますが、この外為法と関税法により行われてきた

とところでございまして、それとともに、条約上の管理当局は通産省と農林水産省、科学当局は環境庁と農林水産省がそれぞれ分担してこの条約の履行に当たってきたところでございまして。

さらに、条約のより適正な実施を確保いたしますために、関係七省庁から成りますワシントン条約関係省庁連絡会議を開催いたしました。次のようなことを決めたわけでございまして、一つは、従来原産地証明書でよかつたものを輸出許可書へ切りかえるということ、それから輸出国の発給する書類につきまして、必要に応じて外交ルートを通じて問い合わせや確認を行うということ、それから通関時におけるチェック体制を強化すること、こういってような改善措置を講じてきたところでございまして。この法案は、国内における希少野生動物物の譲渡等の規制を行うものでございまして、今までの水際規制の措置、それから最近通産省がとりになりました水際規制の強化対策、こういってものと相まちましてワシントン条約のより効果的な実施が図られるものと考えております。

○杉浦委員 今申された連絡会議、七省庁でございませうか、この連絡会議で本法律について御検討はなされておられるわけでございませうか。

○古賀政府委員 昭和五十九年十月のクアラルンプールにおきまして、アジヤ・オセアニア会議におきまして、日本に対する対日非難決議が採択されたというような事態を受けましてこの関係省庁連絡会議が持たれたわけでございませうけれども、自來、今申し上げましたような幾つもの改善措置を講じて今日に至つたわけでございませう。さらには、このたび御提案いたしておりますこの法案につきましても関係省庁連絡会議で検討をし、意見の調整を図つてまいつておるということでございます。

○杉浦委員 関連して伺いますが、この法律が仮に施行された場合の人員の増とか予算とか、そういう面での手当てはできておるのでございませうか。

○古賀政府委員 この法案は予算非関連法案でございませうので、直接予算の執行にはかかわっておりませう。若干の予算は計上しておりますけれども、組織、人員につきましては御要求はいたしております。しかしながら、私も環境庁の職員がこの法律の実施に当たつてございませうけれども、さらには管区行政監察局の職員、これは環境庁の所掌事務の範囲内につきまして環境庁長官の指揮監督を受けるということになっておるものでその環境調査官、それらの管区行政監察局に配属されております環境調査官の協力を得るといふようなことを考えております。

○杉浦委員 本法の対象となります希少野生動物物は政令において定めるといふふうになっておるわけでございませうが、どのようなものを政令で定められる御予定か、これは重大な問題だと思つて、その考え方について御説明を願つたいと思つております。

○古賀政府委員 希少野生動物物というものがこの法案におきまして規制対象となるものでございませうけれども、譲渡等を原則として禁止することになるわけでございませうので、その範囲というものは基本的にはワシントン条約上の取り扱ひと合わせる必要があるというふうなことを考えております。

ワシントン条約の上では、附属書Iに掲げられておりますものが国際的な取引が原則として禁止されておる。II及びIIIに掲げておりますものは、輸出許可書などがあれば国際流通は自由であるという取り扱ひになっておるもので、そういうワシントン条約の規定から見まして、附属書Iに含まれる種が中心になるものと考えております。しかし、附属書II、IIIに含まれるものでありましても、すべての原産国がその輸出を禁止しているなど、附属書Iと同様に取り扱ひが必要であると考えておる。したがつて、要するに附属書Iが中心となりまして、それに合わせまして附属書IIないしIIIに含まれておるけれども、原産国が原則としておと申しますかすべての原産国が輸出を禁止しておる、そういうものも加えまして政令で規定をいたしたいというふうに考えております。

なお、これらの希少野生動物物の範囲につきましては、関係省庁と十分協議して定めてまいりたいというふうなことを考えております。

○杉浦委員 この法律と直接関係がないのかもたしませんが、また考えれば別途の方策を考へなきやいけないのかもしれないが、絶滅のおそれのある野生動物物の保護ということにつきましては、取引の制限だけでなく、もっと根本的にはそういう動物物が生息している場所を保護すること、生息地の保全あるいは捕獲の規制といったことを行わねばならないと思つておる。我が国におけるトキが絶滅に瀕しておるということもそうございませうが、そういう自然の保護、動物物の生息環境の保全まで踏み込んだ規定は本法では無理かもしれませう。しかしそういうような規制と申しましませうか、考へていかなくちゃいけないのではないかと申すのでございませうが、いかがでございませうか。

○古賀政府委員 先生の御指摘のとおり、絶滅のおそれのある野生動物物の保護を図りますためには、その生息地の保全や捕獲の規制を行うことが重要であることは識者の一致した意見でございませう。そこで私もいたしましては、自然環境保全法でありますとか鳥獣保護法などといった既存の法制度を活用いたしますとともに、文化財保護法を所管する文部省ほか関係省庁と緊密な連携をとりまして、野生動物物の生息地の保全や捕獲の規制に積極的に取り組んでまいりたいというふうなことを考えております。

○杉浦委員 本法につきましては、先ほど背景として、我が国の国民の一部が、諸外国から希少動物物を輸入したり販売したりして非難を浴びておるものが一つにあらつたというふうな何かつたところからございませうが、本法成立を私は望むものでございませうけれども、成立した場合に相当の覚悟を持つて環境庁が取り組んでいただく必要があると思つておる。環境庁長官の御決意のほどを

お伺いしたいと存じます。

○稲村國務大臣 長官の決意ということでご先生からの質問でございませうが、過度の国際取引により絶滅のおそれのある野生動物物の保護を図ることは、国際社会の一員として我が国の重要な責務であつたわけでございませうし、もう本場に責務と感じなければなりません。本法の施行によりまして、国内における譲渡規制等を行うとともに、保護のために必要な措置を講じ、絶滅のおそれのある野生動物物の保護の徹底に全力を挙げてまいりたい、それが我が国の務めでありませうし、国際社会に対する責任である、こう確信しております。

○杉浦委員 ひとつぜひとも大いにお力を尽くしていただきたいと思います。

関連いたしました二、三御質問をさしていただいたと思つております。ただいま環境庁長官の御決意にございませう。ただいま環境問題が国際社会において日本が果たすべき役割の一つであるかと思つておるが、私どもは、地球規模において環境保全というものをこれからとも考へてまいらなければならぬと思つて一人でございます。この法律がワシントン条約のより効果的な実施のために成立するとすれば、一歩前進だと思つてまいらなければならぬと思つておるわけでございませう。視野を広く持つた場合には、皆さんも御承知のとおり、釈迦に説法でございませうけれども、熱帯林の破壊ということが問題になっておる。砂漠化が急速に地球上に進行しておるといふことも言われておるところでございまして、一口に申して、地球の環境が破壊されつとあるという事実があるわけであります。希少動物物に限らず、人類を含めました生物の存在にとつて、環境こそ非常に重要な要素であるわけでございませう。私どもはともすれば目先の利益にとらわれまして、共有の財産でございませう環境に気を配らねばならないことになりがちでございませうが、地球規模において環境問題に世界が協力していく、その一員として日本が積極的な役割

を果たしていくことが重要なことではないかと思
う次第でございます。

それにつきまして、先ごろ日本におきまして
国連環境特別委員会が開催されて、その報告書の
取りまとめもあつたというふうに聞いておりま
す。この問題に関する関心も国の内外において高
まっておりますことと申して、まことに
喜ばしいことと思つております。そこで、この国連の環
境特別委員会におきまして国際的な自然環境の保
全、保護ということについてどのようなことが議
論され、どのような方向に相なっておりますか、
御説明願いたいと思つております。

○山内政府委員 去る二月に東京での最終の会議
を持って、当日は東京宣言という形で公表され、
その後この委員会の報告書がまとめられた、私ど
もいわゆる国連環境特別委員会と申しております
が、これらの議論の経過について御説明したいと
思つております。

この委員会の発足のいわれは、もう先生方御承
知のように、既に五十五年代に、時の環境庁長官
が総理からの指示で地球規模の環境問題につい
ての懇談会を発足させていただき、具体的には五
十九年でございますか、これまた日本の正式の提
案によりまして、最終的には国連総会で設立が決
められた委員会でございます。今申しましたよう
に、環境特別委員会と申しておりますが、委員会
の名前はエンバイロメントとデベロップに關す
る世界会議ということからもわかりますように、
実は当初からこの委員会の論議の目的は、二十一
世紀に向かって持続的な開発も可能にしよう、一
方で地球規模の環境保全もしっかりやらなければ
いけないという、開発と環境保全との兼ね合い
を中心に議論しようという賢人会議として発足し
たわけでございます。したがって、非常にいろ
いろな立場や地域からの賢人を交えた議論でござ
いましたので、いろいろな角度からの議論も
あつたようにございます。

まず第一は、今申しましたような未来にわたる
持続的な開発を可能とするような環境保全の戦略

のためにどんな国際協力が必要だろうかという点
が第一点。

それから第一点として、人口とか資源とか、い
わゆる狭い意味の環境対策だけではなくて、世界
の人間が生活し続けていくあらゆる物的な条件の
中で環境保全上のゴール、目標を何らかの形では
つきりさせられないか、この二点を主な役割とし
て出されたわけでございます。

結論的には、非常に大部な報告書でございます
ので、私自身もすべてを読了したわけではござい
ませんが、今後の国際協力のあり方についてはか
なり具体的な提案もあつまして、これは実は特別
委員会のレポートで決まるといふよりも、これを
踏まえて国連の環境保全計画、UNEPの意思決
定があり、さらには秋までには国連の総会におい
て、今後の国際協力のあり方について大きな枠組
みをどうするかという議論がなされるわけござ
います。

二番目に申しました人口とか資源、環境のいろ
いろな意味での保全目標については、私の理解で
は必ずしも数量的な目標、ゴールが設定された、
そこまで煮詰まらなかつた面もありますが、これ
は今申しました国際協力のあり方を模索する中
で、これからは目標を定めて、ゴールを定めて地
球規模の環境保全戦略を進めなければいけない
ということを非常に強調した報告になっておるわ
けでございます。かいつまんで申し上げますと、
そういう内容のレポートが出されたというのがこ
の特別委員会の経過でございます。

○福田國務大臣 杉浦委員の御質問ですが、今官
房長から経過を報告いたしましたして、責任者である
私からお答え申し上げますが、国連環境特別委員
会は、地球環境保全のために世界が手を携えて直
ちに行動を起こすことを強く求めておるものでござ
います。

私は、我が国の環境保全分野における技術と経
験を生かし、開発途上国に対する環境技術協力を
一層強化するとともに、日本がUNEPのような
国際機関の活動により一層大きな役割を果たせる

よう積極的に努力してまいりたい、こういう強い
考えを持っております。

○杉浦委員 ぜひとも御尽力願いたいと思いま
す。

日本は世界経済の、いわゆるGNPの一割を担
つておるといふ経済大国になった国柄として、ま
た余り名譽なことではございませんが、公害につ
いては先進国でございます。そういう苦い経験を
積んできた国として、地球全体について積極的に
貢献できる立場にあると考えておるわけござい
ますが、現在の国際協力の様子を見ますと、いわ
ゆる要請主義と申しますか、先方の要請があつて
それを受けて検討する、協力していくというのが
基本になつておるやにお見受けするわけござい
ます。私は、こういう環境問題については、もち
ろん要請があればそれを受けて立つということも
大事なことでありますけれども、むしろかくある
べしということも、もちろん押しつけるという意
味ではなくて提言をして受け入れていただく、つ
まり要請を引き出していくという積極的な態度、
方針が国として必要なのではないかと考えておる
一人でございます。この環境問題は、政府として
は環境庁が窓口におなりになるべきだと思つて
ございまして、そういう意味での積極的な国際協
力を目指されることをお考えになつていただきた
いと思つてございまして、長官、いかがござい
ますようか。

○福田國務大臣 今の先生の御意見、本当にその
とおりだと思います。発展途上国の姿勢は、簡単
に言えば食糧、道路あるいは学校というように、
そういうものにすぐて、大きな意味で環境を考
える余裕というものがまだありませんので、日本
も援助の仕方が、JICA等先般来いろいろ問題
になつておりますが、そういうJICA、外務省
関係出先機関、環境庁からもアタッシュが出てお
るわけでございますから、向こうの発展途上国が
何を要求し、またこちらからは、どういふふう
にしたらその国がよくなるか、ジャングル等を簡
単に燃やさない、あるいは砂漠化の問題等々、日

本のいい意味での技術協力、日本の知恵、経験が
生かされるような方向で、今杉浦先生のおっしゃ
つたとおりの方向で日本が協力していくことが好
ましい、こういうふうに思つております。

○杉浦委員 環境庁のそういう面での積極的なお
取り組みをぜひともお願いする次第でございます。

時間がなくなつてしまつて残念なのですが、こ
ういふ希少動植物の保護あるいは地球の、国際的
な環境の保全ということも大事でありますけれど
も、私は初当選させていただいて環境委員になら
せていただいたのもその一つのあれがあるわけ
でございますが、むしろ私どもの生活しているス
ペース、家の周りに、希少動植物に限らず動植物
がなくなりつつあるのではないかと。特に大都會、
都市化現象が著しい都市の周辺ではそれが著しい
のではないかと。最近都市アミニティということ
が言われ、良好な生活環境の保全ということが叫
ばれるようになってまいつたわけですが、せんじ
詰めてまいりますと、ヨーロッパやアメリカには
あるわけですが、日本にはない。住んでいる近く
に小さな公園があつたり清流があつたり林や森が
ある、そういうものが特に大都會の場合にはない
ということが問題なのではないかと思つてござい
ます。

将来に向かって、内需拡大が叫ばれ、日本人が
もっと豊かな暮らしを求めなければいけないので
はないかと言われておるわけですが、公園をつく
っていくのではなくて、消え失せつつある雑木林
を保全するとか、そういう身近な自然の保全、保
護に環境庁としてもっと十分な取り組みを願
いと感じておる一人でございます。時間がなく
た大変恐縮でございますが、そういう希望を申し
述べさせていただきます、私の質問を終わらせ
ていただきます。

○林委員 岩垂委員、岩垂壽喜男君。
に署名して、一九八〇年十一月から発効になつた
わけでございます。こういうところで申し上げる

のも恐縮でございますが、条約の批准に關連いたしまして、今は亡き古賀元上野動物園園長さんと当時の大来外務大臣と談判をいたしました。日本政府に批准という方向に踏み切っていただきました。その批准に際して、関係団体が幾つかございまして、これに対する危惧の念や反対の気持ちの表明がございまして、それらの団体との話し合いや調整についても及ばずながら手伝わせていただきました。そういう意味では、国内法の制定というものは私にとって数年来取り組んできた課題でございます。こゝまでたどりついてきたことに對して、環境庁長官あるいはこの点に關しての中曾根総理の御努力に對して私は敬意を表したいと思います。なかなか大変だろうと思いましたが、こゝまで来たことは、いいことはいいこととして率直に歓迎しておきたいと思っております。

ただ、言わせていただきますと、これはいろいろ問題が出てまいりまして、細かいところまで申し上げるつもりはございませんが、私自身が本委員会を通していろいろ問題視してきたことについては、この際やはり申し上げておかなければならないと思っております。それらの点に觸れて質問してまいりたいと思っております。

条約に署名してから何と十五年という歳月が流れているわけでございますが、ようやく国内法になつたわけで、長い間国内法というものがなかったに、國際的にもさまざまな批判を浴びるだけではないで、環境庁自身もさまざまな困難を体験なさつておられたと思つております。この点について環境庁長官の所見を伺つておきたいと思つております。御答弁を煩わしいと思つております。

○稲村国務大臣 私ども、六、七年前から、先生が御自分でいろいろ御努力をされ、国会で叫ばれていることを承知しております。まずもって深甚なる敬意を表します。

この問題は、自然保護局でも法案作成まで各省庁とのいろいろなすり合わせ等すこいエネルギーをかけて、先生が言われた、いいことはいいこ

ととして決断を持って進むことが行政である、そういう方向が今一番求められている大事な問題なのだろうと思つて、私もきょう、この法案の審議に非常に感銘を持って臨んでおるわけですが、先進国として、過度の國際取引による絶滅のおそれのある野生動物の保護を図ることが國際社会の員として我が國の重要な責務である、当然のことながらこれがなかなかできなかった。本法の施行によって国内における保護規制等を行うとともに、保護のために必要な措置を講じ、絶滅のおそれのある野生動物の保護の徹底に全力を注いで、先進国として本當に頑張らねばならない、こう思います。

○岩垂委員 稲村長官から今真摯な御答弁をいただいたわけですが、前の杉浦委員も御指摘なさつておられました。最近日本経済が急速な発展を遂げてまいりまして、いわゆる貿易摩擦の問題が深刻になっております。最近外國を訪れた経験をもつていても、あるいは外國人と話をしたその話題の中でも、貿易摩擦の根本にあるのは確かに数量の問題、まさに集中豪雨的な輸出にかかわる貿易のインバランスの問題があることは事実でございます。もう一つ大きな要素として見過ごしてはならないのは、急速な經濟發展ということに對して、いわばある種のおごりみたいなものが日本人の気持ちの中にはびこつてきてはいないだろうか。見ようによっては傲慢な日本人というふうになさえとらえられかねない、そういうことを私なりに心配いたします。そういう点では、これからの日本の發展というのを考えたときにも、ある種の國際的なモデルに對する厳しき、自分自身に對する厳しき、同時に國際世論に對する謙虚さ、そういうものが差し迫つて大きな問題になっていくと思つておるわけでございます。そういう観点から考えますと、このワシントン条約の批准、そして国内法の整備というものは、率直に申し上げて時間が少しかかり過ぎたなあというふうに思つておることを

内容を見せしめて、これに賛成しようか反対

しようかと迷う面もございました。しかし、皆さんに大変御努力をいただいたことに對する私の気持ちをもつてすれば、我が党としてはこれに賛成をし改善をしていくことも必要だし、この法案が、政令が制定されるプロセスを通して私たちの危惧や心配がなくなり、より充実されていくという見通しも期待しながら、そういう意味で賛成という態度をとりたいと思つておるつもりです。

もう一つ私が心配なのは、もしここで私どもが反対ということになって、例えば継続審議とかになつていけば、その間における駆け込み輸入というふうなこともこれまで國際的な批判的になるわけでございます。正直なところいささかの戸惑いはあるわけですが、きょう金子部会長もおられますけれども、そういう決断をいただくことになりました。そういう立場に立つて、これから政令をつくっていく過程を含めて、私として担保しておきたい幾つかの点について質問をしておきたいと思つておる。

第一は、第二条で「過度の國際取引による絶滅のおそれのある野生動物植物で政令で定めるもの」と定義をしております。具体的には、報道によりますと、条約の附屬書Iの四百九十二品目、そして附屬書II、IIIのうち、原産國が輸出を禁止しているヤシオウムという種が主体でございますが、この点は間違いございませんか。その点を確かめておきたいと思つておる。

○古賀政府委員 現在私どもが考えております希少野生動物植物の範圍を定める政令と申しますのは、今先生が御指摘になりましたように、ワシントン条約附屬書Iを中心にするということを考えておる。

その理由は、ワシントン条約で國際取引が原則として禁止されておりますのは附屬書Iであるということでございますので、その条約の趣旨にのっとりまして、国内におきましても、譲渡等の禁止を行いますものはこの附屬書Iの範圍を中心

にする。しかしながら、附屬書IIまたはIIIでありましても、原産國のすべてが輸出を禁止しておるというふうなものにつきましては、これは附屬書Iと同視すべきものであるという考え方のもとにプラスをいたしたいということでございます。この同視すべきIIIないしIIに属する種というものはどのくらいあるかということにつきましては、これからが主でございますけれども、現在作業をいたしまして洗い出しをいたしたいということでございます。

○岩垂委員 それならば、これも後でお尋ねをしますが、過度の國際的な取引、ワシントン条約は別に過度ではないのです。絶滅に瀕しつつある動物植物のいうことになっておるわけですから、一方の法律で「過度の」というふうにおつけになった意味は、うがって言えば過去に過度の取引があつて絶滅のおそれがあるという場合もあるだろうし、あるいは現在過度の取引が行われているというケースもあるだろう、あるいは将来、國際取引によって絶滅のおそれがあるというふうなこともあるだろうという意味では、この定義がとかく問題になる危険性があるというふうに私は思つておる。例えばこの問題で裁判になつたというふうなときに、「過度」とは一体何だ、その認定はどういう形でしていくんだという争点さを持つて得るだろうというふうな思つて、私は本来「過度」というのは要らないという主張をしたいつもりなんですけれども、その点についてのある種の有権解釈を示しておいていただきたい。もうこれ以上言いませんけれども、そうしませんとこの問題はいろいろの問題をはらんでくる危険性がある。だからこの御答弁を煩わしいと思つておる。

○古賀政府委員 先生御指摘になりましたように、「過度の國際取引による」という表現を使いましたのは、これはワシントン条約の前文にそのことが明記されておるということでございます。ワシントン条約の趣旨を体してそのような表現をとつたということでございます。

附属書Iに属しますものにつきましては、これは条約にも定義がございますように、「絶滅のおそれのある種であつて取引による影響を受けてお

り又は受けることのあるもの」、こういうことと

ございませうから、もう既に、現に絶滅のおそれのある種である、こういうこととございませう。

附属書IIというのは、これはワシントン条約の定義では、「現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすこととなる利用が

されないようにするために」云々、こういうことと

ございませう。したがって、附属書IIというものは将来のおそれというものを念頭に置いて、これを絶滅の危機から救おう、こういう考え方で

ございませう。したがって、附属書IIというものは将来のおそれというものを念頭に置いて、これを絶滅の危機から救おう、こういう考え方で

ございませう。したがって、附属書IIというものは将来のおそれというものを念頭に置いて、これを絶滅の危機から救おう、こういう考え方で

の点は十分踏まえてのお立場だというふうに理解してよろしいのですか。

○古賀政府委員 先生おっしゃいますとおり、ワシントン条約の趣旨を十分体して国内法が立案され、運用されるべきものと考えております。

○岩垂委員 日本は締約国なんですから、その義務として年次報告書を条約事務局に出すわけですね。これは一九八五年のものでございませうが、これは報道されている取引件数のほとんど、実はおよそ九八%でございませうけれども、附属書IIの種にかかわるものだとということが報道されていま

す。この附属書IIというのは、七百五十四科四十八属及び百九十九種が対象となつていふというふうに言われてはいますが、もう一遍ちょっとお尋ねしますが、そのうちいずれが法律の対象になるのかお答えできますか。

○古賀政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、附属書IIまたは附属書IIIに属するものでIと同視すべきものと申しますのは、これはこれから洗い出したいとしまして検査をし、または場合によっては外交ルートを通して外国への照会を行いつつこれを特定してまいりたいということと

ございませう。現在、IIに属するものについてどのくらいあるかということはこの時点におきましてはお答えできかねるといふような状況でございませう。

○岩垂委員 IIIについても同じですか。

○古賀政府委員 同様でございませう。

○岩垂委員 それでは、この際ですけれども、例えば附属書Iのほとんどほんの一部の附属書IIが対象になるということになつたとすれば、先ほど私言いましたように、附属書IIが取引をされる九八%だということを言いましたけれども、その部分というのはは抜きちゃうわけですね。つまりその意味は、条約が対象としていふもののほんの一部しか実は専門の法律によって取り締まること

的につくることと同じような意味を持ちほしくないかというふうに実は心配するのです。だから、これは条約の立場からいふと必ずしも誠実な態度ではないというふうに私は言わざるを得ません。したがって、附属書I、II、そしてIIIに掲げるすべてを対象にすべきだといふふうに思います。そう思

いますので、今これから政令をつくっていくプロセスを含めて、どのような形でこの目標に向かつて前進していく努力といひましようか、どうい

う形で実現を考えているかということをお答えいただいております。

○古賀政府委員 この法律に基づきます政令で一たび希少野生動物植物として指定と申しますか、希少野生動物植物になりますと、国内流通が原則として禁止されるわけでございます。したがって、ワシントン条約の附属書Iというものを中心として

決めるのが条約の精神にのつたものであろうというふうに考へるわけでございます。

これはもう既に先生よく御承知のように、附属書IIないしIIIと申しますのは、輸出国の輸出許可書があれば国際流通は自由でございませう。したがって、国内におきましてもこれは流通を認めざるを得ないということとございませう。ただし水際におきまして厳重なチェックをする、そのチェックを経たものでありますれば国内への流通は認めるといふのが条約の趣旨ではないかというふうに私どもは理解をいたしております。

○岩垂委員 そこはかなり論争が残るところだろうと思ひます。だからその点は私が今申し上げた立場というものを配慮の上で、政令その他についての御努力を賜りたいといふふうに申し上げておきたいと思ひます。

それから、これは私が経験したことですから申し上げるのもちょっとおこがましいのですが、例の輸入の規定がございませぬ。これは例のキンクローライオンタマリンの件で大分皆さん御心労を煩わせたわけですが、輸出許可書に基づいて国内に持ち込んだわけですが、これはその後インチキナ輸出許可書だということがわかつて、条約違反の

取引だということもわかつていたのに、実際は輸入手続が合法的だということで返還のプロセスにもなかなかたどり着かなかつた。輸入取引が合法的だと言われればそれまででございまして、そうなりますと、輸入してしまつたらにせの証明書であらうと何であらうと結局アウトかということになつてしまつて、違法行為を合法化する心配が現実にあるわけでありませう。これらの点について、一体どんなふうにお考へになつていらつしやるのか。

例えば、たしかことしの三月でございませうけれども、新聞にも出ておりますが、日本貿易月報輸入実績で、コロンビア原産と称するワニ皮が五千二百三十三キログラム輸入された。これは私、国会で問題にしたことがございませう。ところが、コロンビア政府は許可してないといふことがはつきりした。一方で入るときにはそれなりの書類がついてはいるわけですが、入つちやつたわけですが、これは虚偽の書類であることは間違いない

ですが、通関のときには虚偽であるかどうかというところはわからないのです。しかし、その後原産国が許可してないということがわかつて、あるいは輸入を許可した後に違法性が、違ひ形を含めて判明したといふときに許可を取り消すということを規定して、そしてそれが国内法の中に規定をされていれば、この間のキンクローライオンタマリンのような場合は、結局処理する方法というものが割と簡単だつた。割と簡単とは言ひませぬけれども、この間よりも簡単ではなかつたかどうかと思ひます。だから、この問題についてどうやって対処なさるおつもりなのか、つまり輸入に関する規定がないかどういふことなのかという点について御見解を承つておきたいと思ひます。

○古賀政府委員 これはワシントン条約を批准いたしました際に政府部内で行つた議論されたわけ

でございますけれども、実施に必要な野生動物植物の輸出入に関する規定と申しますのは、既に外国

為替及び外国貿易管理法及び関税法により行われ

ておたつたわけでございます。本法案では、それらの法律との二重規制を避けるというふうな意味から、輸出または輸入の規制の対象とはしないというようにいたしましたわけでございます。輸出入の管理、水際規制というものは、これはあくまでも外為法、関税法の系統である、一たび国内に入ってきた場合の流通規制をこの国内法が受け持つという役割分担で、この両方が両々相まってワシントン条約の確実な履行が図られるのではないかとこのように考えています。

○岩垂委員 通産省が五月九日から、いわゆる水際規制を強化したことは大変いいことだといふふうに私は思います。条約事務局から輸出を禁止している国として通達が来ている国々がございますね。幾つぐらいの国がそういう連絡がございますか。時間が若干あると思いますから、例えばここ四、五年というふうに考えていいと思います。

○鳥居原説明員 お答え申し上げます。CITESの事務局から原産国として輸出禁止をしているという通知をしてきているのは、現在までに十八カ国でございます。それぞれについて我々としたしましては、先ほど先生がお話しになりましたような新しい措置を講じたわけでございますので、現在当該国あるいはCITESの事務局に再確認という行為を並行してやっております。

○岩垂委員 鳥居原さん、コロンビアは条約事務局から連絡がございましたか、通達がございましたか。

○鳥居原説明員 コロンビアについては、事務局から通知はいただいております。

○岩垂委員 さっき言ったワニ皮ですけれども、結局ノーコントロールなんです。だから私、ちょっと調べてもらったのです。条約の輸入協力要請というものは一九八〇年からこの方というふうにならなるといふ数字を調べてもらいました。だからこれは大変なことだと思ふのですけれども、法律できちんとしなせんと、水際といつても正直なところ限界があると私は思うのです。だからこの

辺は環境庁、やはり今後の課題としてぜひ念頭に置いていただきたいというふうに私は思います。もちろん両面作戦が必要であることは申すまでもございませぬ。そこで水際、この法律をつくっていく過程では環境庁だけではなくて、通産も外務もみんな御努力をいただいたものですから私は外務省にお尋ねをしておきたいのですが、今例えば通産から外務省に問い合わせ、外務省が関係各国に連絡をしてやっていくというルートをやっているわけですか、そういう頻度といふことか状況といふのはどんなふうになっているか、ちょっとお答えをいただきたいというふうに思います。

○金子説明員 お答えいたします。御指摘のとおりこういう方法につきましては、外務省といたしましては通産省とも連絡を密にいたしまして、外交チャネルによる事前確認の照会に積極的に協力してまいっております。事実、事前確認制移行後、当方からの外交チャネルを通ずる相当量の照会を既に行っております。

○岩垂委員 それぞれの国というのは割合に誠実に対応してくれてはいますか。それは外交関係ですから、余り露骨には言えないと思ふのですが。

○金子説明員 我々の外交チャネルを通ずる照会に對しまして、相手国からは誠実な回答を得ております。

○岩垂委員 その点、条約事務局が通達という連絡というものに対してきちんと対応していくというシステムを、今外務省からお聞きして安心をしたのですが、通産の側でもぜひ御努力をいただきたい。そうしないと、いわゆる水際規制というものがきちんとした体制になり得ないというふうに思っていますので、その点をぜひお願いしたいと思います。

水際規制に関連をいたしました。これまで大変御努力を重ねてこられたことに対しては心から敬意を表したいと思ふのですが、今みたいに対象国が十四カ国ということになってしまつて、それ以外のところ、つまりコロンビアは入つてないわけですから、片方ではコントロールできるけれども、片方ではコントロールできないというふうな問題があるわけでございます。やはりこれはこういう法律をつくつて規制をしていくことが必要だと思ふのです。輸入がにせの証明書で許可されて、その許可を取り消すというふうなことは今ではできないわけですが、法律できちんとしないとなかなかやりにくい。税関に据え置くというふうなことを含めて問題があると思ふのですが、その点はどうか。

○伊東説明員 ただいまの点でございますけれども、大蔵省、税関としては、関税法によりましてこの取り締まりを実施していただくわけでございますが、関税法はあらゆる輸出入取引を規制するといふことになりまして、取引の安定性ということにも問題があるかと存する次第でございます。

○岩垂委員 にもかかわらず、法律できちんとすればそれはやらざるを得ないことなんです。これは法律の方に問題があると思ふのです。

ただ、税関は入つてくるルートを少し少なくして監視を強めていくというシステムができたわけですから、今この陣容や体制で十分かどうか。

あるいは税関自身がある程度専門的な知識を持っていただかなければどうにもならぬわけですから、その辺の関係について御答弁がいただけたら大変ありがたいと思ふます。

○伊東説明員 税関におきましては、ワシントン条約の規制を効果的に実施するために、従来から輸入通関監視を限定いたしましたり専任職員を配置するほか、識別図鑑等必要な資料の整備に努めるなどの措置を講じてきた次第でございます。

しかしながら、税関の業務は、ワシントン条約の輸入規制の確保に加えまして貿易量の伸展、あるいは出入国旅客の増加、あるいは社会悪物品の取り締まり等々業務量が年々増大かつ複雑化しているわけございまして、このような業務量の増大、複雑化に対応するために、従来から事務の重点化を図り、機械化等による業務運営の効率化に

努めているほか、要員の確保につきましては、厳しい行政事情のもとではございまして、関係当局の理解を得べく努めてまいりまして、今後ともそのような方向で努力してまいりたいと存じます。また、ワシントン条約の重要性にかんがみまして、税関職員への研修をございまして、関係職員への識別用スライドの整備あるいは図鑑等の配付などは、関係当局との協力によりまして、引き続きワシントン条約に関するチェック体制を強化してまいりたい、このように考えている次第でございます。

○岩垂委員 今のよう形で水際規制を強めていただかなければならぬと思ふのですが、条約の八条は、古賀さんもう御準備だと思ふますけれども、「締約国のたる措置」の中で、特に「違反に係る標本の没収又はその輸出国への返送に関する規定を設けること」というのがございまして、これは必要條件だと思ふます。

これは必要條件だと思ふますので、キックオフオンタマリンの話にまた戻しますが、返還をするといつたって、国民的な募金ということも含めてWWFが返還資金の圧倒的な部分を負担していただいて、送る費用まで含めて民間がこれを持ったという形になるわけですね。けれども、今申し上げた筋道からいへば、没収または輸出国への返還に関する規定というものが必要ではないだろうか。この法律にはその点がないのですけれども、この点はどのようにお考えになるおつもりか、お尋ねをしておきたいと思ふます。

○古賀政府委員 返還の規定から申しますと、条約上は、原産国に、希少な絶滅のおそれのある野生動物を没収などをした場合に返還をすることは義務づけられていないというところでございまして、それから、さらには返還の規定を設けることも必ずしも要件とはされていません。それから、さらにはその返還の規定がなくても返還ができるというところでございまして、原産国に返還すること、没収などされました野生動物植物にとってよろ

しい状態なのかどうかという事は必ずしも一概に言えないのではないかと、刑法の没収規定にゆだねることにした、こういうことでございます。

しかしながら、国内法の十三条には、「関係行政機関の長は、法令の規定により国庫に帰属した希少野生動物植物について必要な措置を講じなければならぬ」ということが規定されており、この「必要な措置」の中には輸出国への返還が含まれるということでございますので、この規定によって輸出国への返還はできるという仕組みになっております。

それから、没収でございますけれども、没収はこの法案では刑法に基づきますところの主刑に付加される付加刑としての没収、それによることにいたしております。

さらに、では必要な没収の規定を設ける必要があるのではないかと、御議論に對しましては、必要な没収規定を設けるというのとは所持まで禁止をしている場合にはほぼ限られるわけでございますので、この絶滅のおそれのある野生動物植物について、国内法で所持まで禁止するといふのはいかなるものかということでございますから、必要のない没収規定を設けることも法制上難しいということでございます。

さらには、行政的な没収ということが考えられますけれども、それは未成年者飲酒禁止法でありますとか喫煙禁止法などといったごく少数の立法令、しかもこれは戦前の法律でございますけれども、そういうものに限られておりますので、これは行政機関が没収を行うというようないかかなるものかということでございます。

さらには、強制的な徴収、動産を対価を払いまして強制的に徴収するというようなことも考えられなくはございませんけれども、これは災害時などの緊急的な場合にのみ認められるということでございますので、これまたとり得ないというようなことでございます。

るの申し上げましたけれども、そういう法制度

上の問題がございますので、没収の規定もあえて規定をいたしておらない、刑法の没収規定にゆだねることにした、こういうことでございます。

○岩垂委員 十三条の規定を指摘されて、それに含まれている要素が多いという御指摘でございますね。十三条というのは、これは法律要綱で拜見をしたのですが、適切に飼養管理できる施設に収容、あるいは教育や識別の目的に使うところに譲渡というふうなことが述べられていないのですね。そうじゃないですか。あれは古いやつですか。

○古賀政府委員 十二条三項です。

○岩垂委員 その辺は私、今御指摘をいただきましたけれども、それは国庫へ没収した後のやつですね。その今の話がありますけれども、法律上かなり難しい面はあるにしても、この間シンクロナイオンタマリンの経験を言うと、何とも靴の裏から足をかくような感じになってしまっているのですね。これはしょうがないものですかね。やはりその点は、没収などについて民法や他の法律の体系の問題がございますから簡単にはいかないかもしれませんけれども、ある程度はつきりしておかないと、何か問題になっているにもかかわらず何にも手がつけれない、違法状態が続くということに手を打つことができないのではないだろうかと思っております。もう一遍その辺の御答弁をいただきたいと思っております。

○古賀政府委員 先生のおっしゃる内容それからお気持ち、それは十分にわかるわけでございますけれども、今申し上げました法律制度上の問題がございまして、それを規定することは非常に難しいということになったわけでございます。国内法ができませんれば、規制対象となります希少野生動物植物に該当いたします野生動物植物は、一たび国内に入りますと譲渡が原則として禁止されるわけでございますから、今まで国内法がなかったときに比べてそこに大きな規制が行われる、無許可で譲渡をしたという場合には六月以下の懲役または三十万円以下の罰金という罰則がかかるわけでございますから、今までの国内法がないときの状態に比べてはるかにそういう事例は減ってくるであろう、もし違反した場合には法律違反に問われまして処罰され、それに伴って没収が行われることが期待されるということでございますので、刑法上の没収の規定でもこれは十分有効に機能するのではないかと、うふうに考えております。

○岩垂委員 これは刑法上の問題がありますから、ぜひその辺についての御配慮を賜りたいというふうに思います。

けさも新聞に出ておりましたけれども、アジアアロワナの捜査あるいは摘発に對して、愛知県警のみならず警察庁全体としてだろうと思っておりますけれども、初めての経験ですから敬意を表したいと思います。私も、初めの経験ですから敬意を表したいと思います。タイミンがかなりいいなという感じでございます。そういうことを言うと怒られてしまいかもしませんが、けさも新聞を見てあれれというふうに思いました。

ちよっとお尋ねしておきたいのですが、捜査はかなりしんどかったと私思うのですが、現場の人に聞かなければわからないかもしれませんけれども、そういう問題点、もしありましたらお聞かせをいただきたいということが一つ、それから取り締まりの法文や根拠、これは言うまでもないのですけれども、ぜひ明らかにした上で御答弁を煩わしたいというふうに思います。

○緒方説明員 お答えいたします。

お尋ねの事案につきましては、現在愛知県警において関税法違反容疑で三名を検挙して捜査中でございます。その事案の概要を申し上げますと、自称貿易商が、ワシントン条約により商業目的に輸入禁止されている熱帯魚アジアアロワナ約二十匹を、昭和六十一年九月ごろ、新東京国際空港から密輸入したものでございます。これまで何回も密輸入していると思われましますので、その点について今捜査を進めております。また、アジアアロワ

ナを密輸入されたものであることを知りながらこれを買い受けた販売業者についても捜査を進めております。

それから、捜査上の苦勞または教訓でございますけれども、この種の事案につきましては、一つは組織的かつひそかに売買されておりますし、しかも不正輸入されたものの移転が非常に速い、マニアも多いのでなかなか発覚しにくいということでございます。この事件も、どうもおかしいものが出回っているということから端緒を得たものでございます。今後につきましても、密輸入ルート、販売ルートの解明につきましても関係機関とも連絡を密にして適切に取り締まりをやっていく方針でございます。

○岩垂委員 アロワナに限らずそういう問題点がこれからも出てくると思えますし、法律ができてきたときにその法律に準拠してという面もありますけれども、水際規制ということも言っているわけですから、これらの点をぜひ強化していただきたいというふうに思うのです。

そこで、これはやはりプロですか。

○緒方説明員 まだ捜査中でよくわかりませんが、プロと同じようなものでございまして、今まで我々が把握しているものでは五、六回と言っておりますけれども、もう少しあるんじゃないかと感じております。末端価格というものは非常に高いものでございまして、プロでなければ入ってこないんじゃないかと思えます。

○岩垂委員 捜査の身に立ち入って恐縮ですが、現地でのぐらいで、それから国内で取引ということになるとどんな価格になるかというようなことを明らかにしていただけますか。

○緒方説明員 輸入した人間から買ったときは、大体二十四を百数十万で買入れまして、次の業者でそれが二十四十七万になりまして、それが末端にいくと一四五十万になるといったような情報があります。

○緒方説明員 外国から幾らで買ったかというところは、まだちょっとわかっておりません。

○岩垂委員 とにかく五十万は末端ですから、恐らく非常に安く買ってくるのだらうと思うのです。この種の形でやっていると、商売が成り立つどころか大変もうかるような仕組みになっていすね。

これは捜査の自身に立ち入っての質問ですから、もし御答弁願えなければいのですが、認識として、そういうケースがあるという御判断をお持ちですか。例えば人数だとか、組織的にとおっしゃったでしょう、そういう意味は、販売のルートとして組織的ということの意味で、販売の、あるいはもうちょっと広い意味でそういうことをやっている人が多くて、そして行ったり来たりという計画的なものとして受けとめていいでしょうか。

○緒方説明員 警察が捜査中で全貌はわかりませんが、ただ、アジアアロワナの今回の事件につきましては、数府県からこういう話が入っていましたので、輸入した人間はある程度全国的に売っていたのじゃないかという感じがしております。

○岩垂委員 この例でわかりますように、そういうプロがいるわけですね。そして何回か往復をして、そのたびに密輸という形が行われているわけですが、水際作戦を強化していただく、そういう取り締まりをきちんとしていただくという事は非常に重要ですが、警察にしてみれば、まさに初めてのケースですから、見るに見かねてという感じだと私は思うのです。もちろんマニアの人々あるいは販売をなりたいとしている人たちのことも頭の中には置いた上でそういうことをやめさせる、警察が介入せざるを得ないところまでいくんじゃない、その前にそんなことをやめさせるといふ努力がどうしても必要ではないかというふうに私も思います。そういうことなどについて環境庁は、この国内法の体制をつくっていく上で何かお考えになっていることがございますか。

○古賀政府委員 まず国内法をつくりまして国内の流通規制を行う。それから、この国内法の中には立入検査等の規定もございまして、それらの権限を行使いたしましたして販売店その他のところに立ち入りをするなどいたしまして、そういう不法な状態が起らないように行政的な努力を続ける必要がある、こういうふうな考えでおります。

○岩垂委員 私の申し上げているのは、水際規制を強化したから、あるいはこの法律ができたから何かまるきり解決ができたということにはならぬ。今みたいにもうかる商売なら、それをかいくぐっているいろいろな形でやっていく人たちがいる。だから、私は一つは国民だと思っております。この条約を守っていく意味というものを、国内的にも国際的にもきちんと認識させるための努力というものを行政の上でやっていくなければならぬだろう。民間ももちろんそれに協力をしていかなければならぬでしょう。

それから業界がもう一つあると思うのです。業界に対する指導というものは、これは何らかの形で環境庁が、あるいは関連を省庁を含めてそういうことに対する自衛を呼びかけていく、ある種の国際的なモラルをきちんと打ち立てていく、そういうことがどうしても必要だということに私は思うのです。だから、こういう努力については、これはもし長官が御答弁いただければ結構ですが、そうでなければ自然保護局長でも結構です。実をいうと、具体的に法律の審議を通じて明らかにしていくことも必要ですが、この法律ができる過程でアピールしていく、できた上でさらにこれを政府の立場で国民に対して理解を呼びかけていくということがぜひ必要だと思っております。その点についての御見解をいただきたいと思っております。

○古賀政府委員 今申し上げましたのは行政的な努力を中心として申し上げたわけでございますけれども、ワシントン条約並びにそれに関連する諸法律を適正に運用し、かつそれを守るためには国民の理解と協力が不可欠であることは先生の御指

摘のとおりでございます。そのために、この法案におきましても十二条で「環境庁長官は、広報活動等を通じて、希少野生動物の種の保存の重要性について、国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない」という明文の規定を特に置いておるところでございますので、環境庁といたしましては、広報活動などを通じて国民の理解を深めるよう十分な努力をまいりたいと考えております。

○福村国務大臣 広報活動を一生懸命やりたいのですけれども、少し費用が足りないものですか、そういう点も予算の方で今度頑張って、少し徹底したいなというふうに感じます。先生のお説のとおりであります。

○岩垂委員 もう一つ、例の留保十四品目についてやはり申し上げなければなりません。いろいろな事情があることは知っていますけれども、実際問題として批准をしたときよりもふえているのです。留保をだんだん外していく努力をいたしますという政府の御答弁を伺いたしたいのですが、その後さっぱりその効果が上がっていない。これは、私はいろいろな問題が残っているだろうと思っております。困難はわかります。そして、一つ一つのケースで見るとそれなりに問題があるなというところを感じないわけにはいかないものもあります。しかし、やはり僕らは減らしていく努力は加緊国としてしていかなければならぬ。この法律についても何回か催促する中でようやく実現されつつあるわけですから、あわせて、この留保についてどういふプロセス、どういふ見通しで考えていくかということについて、環境庁長官に御答弁いただきたいと思っております。

○古賀政府委員 大臣が答弁されます前に、事務的に若干御説明させていただきます。先生御案内のように、昭和六十年三月のワシントン条約関係省庁連絡会議で検討いたしました結果、留保品目と国内法については中長期的な課題とすることを決めたわけでございます。国内法につきましても、おかげさまで今国会提出の運びにな

りましては、留保品目につきましてはまだ中長期的な課題として関係各省庁で検討を続けたいということでございます。しかしながら、この連絡会議におきまして、使用、輸入数量削減について業界に対して指導する、代替手段の活用についての業界に対する指導も行う、人工増殖等に関する調査研究を行うということについて各省合意をいたしておるわけでございます。方向としては留保品目を減らすということでも各省意見がまとまっておるといふことでございまして、その時期、方法等についてはまだ合意するには至らないということでございます。

○福村国務大臣 先生御指摘のとおり、環境庁としてはこれらの対策が推進されて、留保品目が削減される方向でいくことを強く期待しなければならぬ、こう考えます。

○岩垂委員 締約国会議で留保の効力を決議してはいますね。「附属書」の種について留保を付している締約国は、書類及び規制を含むすべての目的のために、これを附属書IIの種のごとく取り扱うこと」というふうになっております。これは通産省の方にもお尋ねしなければならぬのだけれども、実際は留保してあるものについてはこういうことを考えなくてもいいということ、年次報告書の中にもあるいは取引記録の中にも載らない、あるいは相手国の輸出許可書の提出も求めていないというふうな言われています。留保を減らしていく努力というものは今お約束いただいたわけですが、扱いはやはり決議を尊重していただかなければならぬのではないだろうかと思っております。その点について通産省の御答弁をお願いしたいと思います。

○鳥居原説明員 留保の品目につきましては先生も御承知のとおり、輸入管理という観点で言えば、決議の趣旨を踏まえた形では運用いたしております。ただ全般的には、先ほど来自然保護局長が答弁されておりますように、できるだけ早く留保品目の数を減らすという方向で行政的な努力をしなければいけぬというふうには思っております。

す。

○岩垂委員 その決議の扱ひ。

○鳥居原説明員 現段階では、その決議のとおりを尊重して運用するという事はいたしておりません。

○岩垂委員 していないだけでなしに、そのことを検討していただくという事はぜひこの際申し入れておきたいと思うのですが、いかがですか。

○鳥居原説明員 決議の趣旨につきましては、我々もできるだけ尊重したいという気持ちは持つておりますので、できるだけそれが尊重できるような環境づくりということでの行政努力をしたいと思います、こういうふうに思っております。

○岩垂委員 まだ御質問したいことがあるのですが、他の党の諸先生も御質問いただくことがございますから、ワシントン条約の国内法についてはこの程度で終わりたいと思います。重ねて申しますが、関係者の長い間の御努力やさまざまな障害を乗り越えてたどり着いた一つの地点について、私はお礼を申し上げたいと思うし、感謝をしたいと思ひます。

ただ、先ほどから幾つかの面で指摘をいたしてまいりました。これは一朝一夕でできると思ひませぬけれども、その方向に向かって一歩でも二歩でも前進していく、こういう姿勢をお示しになることが必要ではないだろうか。この七月はカナダですか、締約国会議があるわけですが、そういう努力を国際的にも評価をいただけるような国内法の整備であつてほしいものだ、あるいは政令の策定であつてほしいものだというふうに思ひます。七月にはどなたが行かれるのかわからぬけれども、たまには環境庁長官御自身が乗り込んでいって、日本の努力はこうでした、問題は確かにありますけれどもこれだけのことをやつてまいりませぬというのを国際的にアピールするくらいな決意があつても、問題の重要性から見てちつとも軽くはないというふうに思ひます。それらの点について今すぐここで返事というわけにもいかぬと思ひますが、この問題に対する今後の扱ひについて

長官の御決意を承りたいと思ひます。

○稲村国務大臣 岩垂先生の御意見を体しながら、前向きに考えていきたいと思ひます。

○岩垂委員 関係の皆さん、ありがとうございます。

○岩垂委員 少動物植物という問題がございます。私、知床の問題に触れて少し質問をしてみたいと思ひます。

実は昨晩、今度新しく町長に当選した牛来君とほんの内輪の励ます会みたいな機会でお目にかかるところになりました。そこで、これは東京の人たちが多かったのですが、非常に多くの国民と言つていいと思うのですが、人々が知床に熱い思いを寄せているということ、そして現地の皆さんがその熱い思いにこたえるために、あそこ自然環境を守ろうという大変な努力をなさつていらつしやることをつづきに承りまして、改めて胸を打たれるものがございました。そういう立場から、最初

に林野庁にお尋ねをしておきたいというふうに思ひますが、伐採反対を訴えて当選された牛来君の当選をどのように受けとめておられるのか、率直な感じをお答えをいただきたいと思ひます。

実は立候補のときに、若干私も相談を受けまして、こういう結果になるとは思わぬような私なりの判断も持ったこともございまして、正直なところかなり恥ずかしい思いをいたしました。それは私自身のざんげという反省でもあります。しかし、彼を勝たせたものは一体何だったのだからか。私たちの想像することさえできない非常に強い全国からの熱いまなざしと、それに支えられた町民の一票一票の積み重ねではなかつただろうか、こんなふうな思ひます。だから、最初に簡単で結構ですから、まだつづつと聞きたいと思ひますので、所感を承りたいと思ひます。

○塚本説明員 選挙の結果につきましてコメントを申し上げることは差し控えていただきたいと思いますのでありますが、ただ、新しい町長さんと思ひますのであります。今後は十分な意思疎通を図る中で知床の国有林の取り扱ひを決めてまいりたい、このように考えて

おります。

○岩垂委員 統一自治体選挙のさなかに警察官まで配備して、そして現場での抵抗を排除して、その上で伐採をした。率直に言つて選挙でもなかつたら本場に私も現場へ飛んでいきたい気持ちです。でも地元にはそれです。それはできません。私は、あの事態を報道で全国の人たちが知らされたというふうな思ひます。

みんな心を痛めていると思ひます。その結果というものを私はぜひひとつ皆さんに、特に林野庁の皆さんにしっかりと受けとめてほしいなという感じでおります。

ちよつと聞きにくい質問なんです、五百三十本切つてヘリコプターで運んで集材をしたわけですが、どのくらい費用がかつたのか。そして、今何うところによると市況は一立米十二万円くらいだそうですが、これが何立米くらいになつてどのくらいになるのか、利益はどのくらいになるのか。これはまだ精算はないと思ひますけれども、十二万円と計算をさせていただいておおよその見当の数字をお示しいただければ大変ありがたいと思ひます。

○塚本説明員 今回の伐採につきましては、先般来行つてまいりました動物調査の結果等を踏まえて、当初計画を大幅に縮小して実行いたしましたこと、収益につきましても昨年予定したよりも約五分の一程度でございますが、かなり下回るものと思われまふ。

事業実行費につきましてははば三千万というふうなことで概算が出ておるわけですが、そういうことで、当初考えておりました収益よりはるかに下回る、こういうことでございます。

○岩垂委員 細かい計算をしてないと思ひますので、いろいろに申し上げるのは大変恐縮ですが、いわゆる利益ということからいへば二千万まで届かないという感じではないのでしょうか。大まかな見当でもいいですが、お答えをいただきたいと思ひます。

けにはまいりませんが、二千万には届かないのではないかと、このように考えます。

○岩垂委員 細かい数字をここで挙げるとは言いませんが、皆さんが予定した金額をはるかに下回る、このことだけは事実だろうと私は思ひます。これはお認めになりますか。

○塚本説明員 当初は八百本以上の伐採をするというところで計画しておつたわけですが、先ほど申し上げましたように動物調査等の結果を踏まえまして、それを約三分の二の規模に縮小して、昨年来考えておりましたそういう収入予定よりは下回つたことは事実でございます。

○岩垂委員 この伐採をめぐつて全国的に報道がされました。そしてこの報道をめぐつて全国的に、ある意味で森林というものに対する関心が高まつたと私は思ひます。また、林野庁の仕事も大変だということも、もちろん国民の皆さんはある程度御理解をいただいたのではないだろうかというふうな思ひます。いわゆる森林というものを経済財として見るのではなくて、ある種の環境財としてとらえていくというふうな考え方が必要だという国民の理解が、再評価という意味で広がつてきたように私は思ひます。

そこで、私はその古いメンバーの一人ですが、百平米運動というふうな形で、今大体二万八千人近い人たちが、金額にして三億近いものをそれぞれみんなが出し合つて、そして自然を回復させようという努力が行われているその隣り合わせの場所である自然が切られてきたわけですが、そういう意味では、普通の場所も大変重要だけれども、特に知床について言えば、国民の素朴な願ひというもの

を切り倒してしまつたという意味さえ結果的に持っているように私は思ひます。二千万円程度の収入が林野会計に入つたこと、つまり収入と比べて何と大きなものを林野庁は失つたのだらうかという私を私にしみじみ感じます。もちろん、それは幾ら幾らというふうなことで計算ができるものではないと思ひます。しかし、確実なこ

とは、国民の協力を理解がなくては森林は守れない、国土は守れない、もちろん林野行政も支えられない、これだけは私ははっきりしていると思うのです。

そういう立場からいって、今度の行為というのは国民の期待を裏切ってしまったということをおえて強調しなければなりません。こういう立場を林野庁はおわかりいただけますか。なぜならば、皆さんのお仕事は、もう一遍申しますけれども、国民の理解や協力のもとで進められるということが前提なんです。そういう立場でぜひわかっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○塚本説明員 知床に残されている貴重な自然を保全することは極めて重要なことであると考えております。このため、北見管林支局の管轄する知床国立公園内の国有林のうち九割以上の森林を、基本的に人手を加えずに将来とも原生的な状態が保全される森林として取り扱うことといたしまして、残りの一割足らずの森林につきましては、自然環境の保全等に十分配慮して、最小限の人手を加えて活力ある森林の造成を行うという中で、木材資源の利用による地域振興を図るという観点に立って、先般その一部について伐採を行ったものでございます。

今後の取り扱いでございますが、これからの施業予定地につきましては動物調査等を行い、その結果を踏まえて取り扱いを検討してまいりたいと思っておりますが、伐採に際して寄せられました国民各層からの意見等に対しまして十分耳を傾けまして、適切な取り扱いに努めてまいりたいと思っております。

○岩垂委員 確かに林野庁にも理屈があるでしょう。それから第五次施業といういわゆるスケジュールは承知してあります。しかし、理屈と計画も人間がつくるものなんです。政治が定めたものなんですよ。だからその意味では、私は世論の動向あるいは世論のバランスというふうなものを通してそういう方向を変えていくということは間違っていないと思っております。それが私は民主政治の本質だと思っております。今度の売上税の問題もまさにそのことを示しているように思っています。そういう点で今あなたがおっしゃったように、調査をして切つていきますよというのを繰り返すだけではなくて、そういう硬直したあるいは官僚的な態度ではなくて、今回の伐採についてさまざまな反応があった、それを教訓として学んでいきたい、まずそういう謙虚な姿勢があつていいのではないだろうか。またすぐ引き続いて切つていきますよというふうなことではないようにこの際ぜひ御理解をいただきたいと思っております。その点について、やめますとあなたが答弁できる立場にはないと思っております。今までの方針について検討を加えていきたいというふうな御答弁はいただけないだろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○塚本説明員 知床の伐採につきましては、これまで国民各層からいろいろな御意見を寄せられておりますし、また、斜里町でも新しい町長さんが誕生したことでございまして、そうした意見等につきましては今後とも十分耳を傾けまして対処してまいりたいと思っております。

○岩垂委員 それでは具体的に伺います。去年の九月二十日、御承知のように斜里町長から要望書が出されています。これは仲介案ともいわれました。それはここで一々読み上げるつもりはございませんが、四項目あるうちの一番最後は、「国道三百三十四号線以東の施業について、十分なる調査結果に基づき、斜里町と十分協議の上判断されるよう望みます。」という要望でございます。これは北見管林局を含め林野庁はその立場を了解いたしました。受け入れました。これは林野庁の態度として今日も変わっていないと考えてよろしゅうございませぬか。

○塚本説明員 変わっておりません。これは林野庁以外のお役所の皆さんに伺ったのですが、官庁用語という言葉ほどのものではございませぬが、つまり「協議の上」という場合、私、

せんが、つまり「協議の上」という意味は合意の上ということと同義語であるというふうに使われていると承つてまいりましたが、そのように受けとめてよろしゅうございませぬか。

○塚本説明員 あの四項目は斜里町長からの要望でございます。私も個々の具体的な要望についてまで検討いたしておりますが、その趣旨については今後尊重して対応してまいりたい、このように考えております。

○岩垂委員 これはここではっきりさせておきたいと思うのですが、斜里町の町長から出された要望書に対して、林野庁はそれを受けとめました。今日もそれは生きています。今私が申し上げました。その中身は四つございしますが、私が申し上げましたように、「国道三百三十四号線以東の施業については、十分なる調査結果に基づき、斜里町と十分協議の上判断されるよう望みます。」協議だというのは、お役所言葉でいえば合意という意味だということ、これは幾ら何でも素人じゃありません。ですから、しかもある程度エキサイトした条件のもとで受けとめられた文書でございまして、私はこれを斜里町と合意の上というふうな読みかえることも決して私流の解釈ではない、こんなふうな思いをします。そういう立場というのは当然踏襲されてこられるだろうと私は思っています。

○岩垂委員 斜里町は御存じのように新しい町長が選ばれました。それは伐採反対を掲げて、正直なところ申し上げて午来君には悪いけれども、勝てないんじゃないだろうかと言われる選挙に勝ち抜かれたのです。そこに町民の世論があります。町民の多数の意思があります。そういう意味では、新しい町長さんも反対という立場を貫かれる以上は、やはりこの要望書にお答えになった林野庁の立場は、合意がなければ切れない、当然のことだと思っております。そういう解釈でよろしゅうございませぬか。

○塚本説明員 新しい斜里町長からはまだ知床の問題について何ら申し入れを受けておりませんが、国有林を経営する上におきまして地元の意向

というものについては当然配慮していくべき事項でございますので、今後とも斜里町長とは十分お話し合いをする中で知床の取り扱いを決めてまいりたいと思っております。

○岩垂委員 私は前の町長とあなた方との約束のことを申し上げているのです。新しい町長のことを言っているんじゃないのです。つまり、斜里町と十分協議の上判断される、判断は協議の上、協議は合意が合意であるとすれば、合意がない以上は切れない、こんなことは当たり前のことじゃないですか。そういう解釈を——これは解釈ですよ、私の主張や主観じゃないんですよ、そういうふうな受けとめてよろしいかと聞いておるので、そのことをもう一遍、私の言うとおりにか、お答えをいただきたい。

○塚本説明員 先般の斜里町からの要望については私も要望として承つてございまして、その要望の趣旨に沿う形で今後取り扱いについては検討してまいりたい。当然斜里町との間のお話し合いというものを十分した上で取り扱いについて決めていきたい、このように考えております。

○岩垂委員 そこをごまかさなさい。林野庁は要望書を受け入れたんですよ。これははっきりしたんですよ、さっき。議事録に載っています。受け入れたんですよ。その受け入れた文章はこういふものですよ。だとすれば、合意が成り立たない限りは切れない、当たり前のことですよ。それを聞いています。そのとおりに受け取つてよろしいか、おれたちが間違っているかというところをお尋ねしているのです。間違っていないと思いませんか。

○塚本説明員 斜里町と協議をするという協議の中身でございますが、私どもとしては、いろいろお話し合いをして意思疎通を十分図つた上で取り決めをしてまいりたい、このように考えております。

○岩垂委員 協議が目的じゃないんですよ。「協議の上判断されるよう望みます。」なんです。だから

○塚本説明員 協議が目的じゃないんですよ。「協議の上判断されるよう望みます。」なんです。だから

○岩垂委員 協議が目的じゃないんですよ。「協議の上判断されるよう望みます。」なんです。だから

○塚本説明員 協議が目的じゃないんですよ。「協議の上判断されるよう望みます。」なんです。だから

○岩垂委員 協議が目的じゃないんですよ。「協議の上判断されるよう望みます。」なんです。だから

○塚本説明員 協議が目的じゃないんですよ。「協議の上判断されるよう望みます。」なんです。だから

ら、協議というのはお役所言葉でいえば合意だ。あなたもそのように受けとめていられるということもおっしゃられました。とすれば、合意がなければこれは切るとい判断はできないはずです。だから、当然のことながら切らないという結論です。ねと聞いているわけです。これは当たり前のことから、ぜひひとつその点は御答弁をいただきたいと思ひます。

もつとはっきり言います。そう言っちゃ申しわけありませんけれども、五百三十本の問題にしても、果たして一体それがあなた方がいつも主張なされた、古い木を切つて、そして若木を育てていくという主張になつたものであるか。少なくともミズナラを初めとする二百年以上の樹齢の木を切つて、これから一体どんな木がどういうふう

に育つたかというところについてきちんとして見直しを持つた上でやられたのかどうかということもお尋ねしたいし、同時に、二百年後は私も生きていませんから、そんなことまで私もは検証することの手段はございません。だから、本當のことを申し上げたら、一遍決めた方針から、第五回施設だから、北見管林局に対する配慮もあるし、そういう立場で受けとめざるを得なかつたということだろと思うのです。そう言つちや言葉は悪いけれども、私たちは文句があるけれども、あなた方の立場からいえばある種のガス抜きが済んだわけです。だとすれば、冷静な立場でこれら対応していくことが当たり前なことではないだろか、常識ではないだろか。しかも、売った材が見込みよりかなり下回つた。世論とパランスをとつてみると決してプラスではないという

ことなど含めて言え、ここでは今申し上げた私の解釈が間違つていないという一言だけで結構です。あなたがそれ以上言う立場にないと思れば、私の解釈は間違つていませんか、これだけ聞いて御答弁を煩わしいと思ひます。

○塚本説明員 先生の解釈につきまして、そう解釈されるということもあらうと思ひますが、私

どもとしては、ここで申し上げたいことは、協議の上判断をしまひたい、このように考へております。

○岩垂委員 ではもう一遍確かめておきますが、協議というのには役所言葉で合意という意味と、私は実はいろんな人たちに、いろんな人々も三人くらいですが、関係者に聞いたところ、役所の言葉ではそういう意味だといふふうに言われましたので、そう受けとめていますが、そういうふう

に理解してよろしうございませぬ。

○塚本説明員 合意ということ——一般的にはそういうことだと思ひます。

○岩垂委員 塚本さんのお立場で樹切れよく答弁をしつと無理なことかもしれません。しかし、ここで大体わかりました。林野庁自身がこれまでの経過の中で、少なくとも国道三百三十四号線以東の施設については、斜里町の新しい町長が反対という立場で当選して、その立場を貫く以上は切れないということですよ。あるいは切らな

いということですよ。これがいわばこの要望書のまともな解釈だということについて、林野庁当局もお認めにならざるを得なかつた私は受けとめてまひたいと思ひます。

それ、実は環境庁長官にお願いなんです、私、木委員会、林野庁が調査をなさるといふことに関連して、林野庁にお願いをしたことがございます。古賀さん、頭がいい方だから覚えていら

お願いしたいのは、あなたが御指摘になつたように第五次施設のための林野庁の調査ですね。施業のためというよりも、いわゆる特殊鳥類の調査という観点で五十年にやりました。それから六

た政治的な行為について、それをさらにきちんとして、調査をいいたくない、このことをお願いを申し上げます。先生御指摘のとおり、昭和五十年と五十六年に特殊鳥類調査というのをやっております。ただこれは、六年ごとにするという調査ではないわけでございます。この目的は、特殊鳥類につきましても保護対策を立てるための調査でございます。シマフクロウにつきましては、五十年と五十六年の二回の調査におきまして、それに基づいて保護対策を講ずることについてお

ります。現に給餌事業でありますとか巣箱をかけるというための保護事業を実施しておるわけでございます。それから、その二回の調査の目的は一応達したということでございます。六年周期であるからさらに六十二年どうかというせつかくの御提案でございますけれども、今申し上げましたように保護事業を既に実施をいたしておりますので、特殊鳥類調査をこのシマフクロウについて実施をするというところは今のところ考へておらない、残念ながらそういうことでございます。

○岩垂委員 林野庁がなさつた調査を私は信頼しないというふうに一言言っているわけじゃない

いのです。あなたは、あれは施業のための調査でございます。あなたはこの委員会を答弁していらつしやるわけです。だから、生息並びに繁殖などを含めて今日の時点で調査をなさるくらいなことは、問題が問題であり、世論が世論であるだけに、そして環境庁長官がわざわざ足を運んでおとりになつた御努力に對しても、それをきちんと後づける努力ではないだろかといふふうに私は思ひます。もう一遍その辺は御検討を煩わして

もう時間が参りましたからばちばちやめまされども、私は知床問題というのは、ある意味で林野行政というもの国民的なレベルで問われた問題であつたといふふうな受けとめまします。それは森林を守つていくといふことは大変なことですよ、そしてそのままでいいものでもございません。しかし、守るべき原生あるいは原生に近い自然というものをどうやって守つていくのか。お金がかかります。そのお金がかかるものについて、国民がみんな考えていこうじゃないかといふ問題提起をしていこうと思ひます。だとすれば、林野

から見捨てられた林野行政などというものはありません。独立採算で附つていくといふことではない、木を切る以外には林野財政はもたないといふことになつてしまひます。何年切つたら一体どうなるかといふことも私には目に見えていませぬ。そういう意味では、三百年とか二百年とかというふうな意味では、三百年とか二百年とかというふうな樹齢を重ねてきた、歴史を重ねてきた、歴史の生き証人、知床の人たちはあの地域のことをある種の文化といふふうに言つていませぬ。そういう点で私は、文化や自然といふものをどうやって守つていくかといふことを教えてくれた非常に大きな出来事であつたといふふうに思ひます。だから、ぜひこれに学びたいと思ひます。そして、学んでいただきたいと思ひます。できれば、国会でも終わつたら、現地へもう一遍行こうかなと思ひます。先づぼまでは私、行ったことがないのですから。それはそれとして、今あ

あなたが御答弁いただいたこと、大変困難な立場でありながら御答弁をいただいたことに感謝します。

恐らく午来君、きょうあたり私の部屋に来ると
思いますけれども、彼が当選した背景というのは、単に斜里町の町民の選挙だけではなくて、やはり日本人の選挙であったというふうな、ちょっと大げさですけども私はとらえたいというふう
に思うのです。事によつたら、それは世界に向けても日本人の心が問われた、そんなことにもなりかねない要素を持っている、大げさで恐縮ですけれども、そういう点で、国道からこつちという話
なんです、まだそれも問題が残っていると思うのですが、それについては町長が反対あるいは町民の
圧倒的な部分が反対と言うなら切らぬというこ
が、こつちやつて透かしてみたら明らかになりま
したので、その透かしが本当に本物になるように御
努力をお願いしたい、このことをお願いして、私の質
問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。
○林委員長 午後零時四十分より再開することとし、この際、休憩いたします。
正午休憩

午後零時四十二分開議

○林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
絶滅のおそれのある野生動物植物の譲渡の規制等
に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたしま
す。遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 最初に長官にお伺い申し上げま
すが、いわゆるワシントン条約は、言うまでもな
く絶滅のおそれのある野生動物植物につきましてそ
の国際取引の規制を行い、野生動物植物の保護を行
おうとするものでございます。

日本もこの条約に加盟して七年になるわけでご
ざいます。五十九年十月には、クアラルンプー
ルで開かれたワシントン条約アジア・オセ
アニア地域セミナーでは、日本は名指しで批判決

議されております。決議の内容は、日本は条約を
批准してはいるが、まともにも遵守していないとい
うまことに恥辱的なものでございます。その後も、
トラフィック・ジャパン等から、その種類の多さ
と量をあわせると、日本は世界最大の野生動物の
違法取引国であるというふうな指摘が続いており
まして、こういった日本の現状を考へまして、長
官は、絶滅の危機にある野生動物植物の保護につ
いて日本は先進国であると考えられるか、あるいは発
展途上国であると考えられるか、まず御認識を伺
いたいと思います。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
○福村国務大臣 遠藤議員にお答え申し上げます。
野生動物植物は、自然のかけがえのない構成要素
でありまして、その保護を図ることは環境行政の
重要課題であるとまず心しております。

我が国は、経済の面では疑いのない先進国であ
る、これはもうそのとおりでございますが、今先
生の肝心な御質問の野生動物植物の保護の分野で
どうか、これはモラル、野生動物植物に対する温か
い心の思いやり、先進国としてふさわしい評価を
受けられるような努力、心構えが必要であるな
、そういうふうな思いを、そして、どちらがどう
だと言われれば、これから特に日本人は経済面
の先進国としての、今度はそういう野生動物植物
環境行政における先進国となるよう努力しなけれ
ばならない、こういうふうな思いを、

○遠藤(和)委員 そうした背景がございまして、
今回いわゆる貿易管理令を改正するとともに国内
法を整備されようとしておるわけでございますが、
余りにも対応が遅きに失してきて、こういう
ふうな印象はぬぐえないと思うわけでございま
す。

そこで、この法律で日本がそうした意味での先
進国に仲間入りができる十分な法律である、そう
いうふうな感触でございますか、法律のできば
えというものにつきまして、私どもは一歩前進で
ある、こういうふうな受けとめているわけでござ

います。長官の御感想はいかがでございますか。
○福村国務大臣 完全百点満点という採点からい
けば、そういうふうな百点とは言えないと思いま
すが、これをつくる、早くつくらなければならな
い、そういう点において国民のまあまあという合
格点はいただけるのではないかな、こういうふう
に思います。

○遠藤(和)委員 そういふ認識をもとにいたしま
して、この法律案の中身について議論をさせてい
ただきたいと思ひます。

まず、希少野生動物植物の定義でございますけれ
ども、政令で定めるといふのは、先ほど御答弁
がございましたが、附属書Iを中心にしたしまし
て、II及びIIIについてはすべての原産国が輸出を
禁止しているもの、こういうものを対象にしてい
るというところでございますが、そういう認識でよ
ろしいですか。

○古賀政府委員 今先生の言われました内容で検
討を進めております。

○遠藤(和)委員 この附属書Iを中心というこ
とでございまして、附属書Iにあるものはすべて
入るでございまして、

○古賀政府委員 厳密に申し上げますと、必ずしもす
べてとは言えないと思っております。例えば留保
品目、これは我が国のみならずこの条約の適用を
除外するということとを各国に御承認いただいてお
るわけでございますから、そういうものは附属書
Iであつても除かれるというところでございま
す。そういうようなものを例外といたしまして、
附属書Iというものが中心となる、そういうこと
でございまして。

○遠藤(和)委員 留保品目以外はすべて入ります
か。

○古賀政府委員 さらに若干の例外がございま
す。

○遠藤(和)委員 その例外というのはいかなるも
のでございませう。

○古賀政府委員 例えばツキノワグマのように、
我が国におきましては狩猟鳥獣として認められて

おるものなどがその例でございます。
○遠藤(和)委員 ツキノワグマはアジアクロクマ
ということでございます。附属書Iの中に入
ったわけですね。これについては留保品目にはな
らないわけでございますが今回の政令の中に入ら
ない、こういうことでございまして。このツキノ
ワグマの生息状況は、日本においても、九州では絶
滅をいたしましたし、あるいは四国と本州につ
いても絶滅の危機にある。私は徳島県でございま
すけれども、徳島県ではこの四月から十年間捕獲を
禁止した、こういうふうな自治体は絶滅を防ぐた
めにいろいろ工夫をしているわけでございまして、
こうしたものを今回この政令の中に入れてい
るべきである、私はこのように思うわけでございま
す。どのようにお考えでございませうか。

○古賀政府委員 これはこの法案では政令で決
めることになっておりますので、政令を決める際
は、関係各省はもちろんでございますけれども、
専門の先生方の御意見も十分お聞きしながら決
める、こういうことになるわけでございまして、
政令をつくりましますまでに十分検討いたしたいと思
います。

○遠藤(和)委員 ぜひ御検討をお願いしたいと思
います。

それから、ジャイアントパンダ及びトキはこの
政令の中に入りますか。

○古賀政府委員 パンダやトキは附属書Iに含ま
れておりますので、当然政令の対象になるとい
う考えでございまして。

○遠藤(和)委員 ジャイアントパンダ並びにトキ
について、最近いわゆる国際的な取引が行われた
事例はありますか。

○古賀政府委員 トキは、御案内のように我が国
には二羽しか生息しておらないわけでございま
すが、一羽は中国から借りておるわけでございま
す。我が国に生息しておりますのは三羽でござい
ますから、今先生の御指摘のような問題は特にご
ざいませぬ。パンダにつきましては、動物園など
が外国から購入するというような場合がございま

す。

○遠藤(和)委員 ジャイアントパンダ並びにトキについての商業を目的にした国際的取引は全くないわけですね。

○古賀政府委員 附属書Iでございすから、學術研究目的以外の取引は一切禁止されておりますので、そういうような事例はございせん。

○遠藤(和)委員 そこでお尋ねしたいのでございすますが、この法律案の第一条、第二条では、対象の希少野生動物植物について「過度の国際取引による絶滅のおそれのある」という限定がされておるわけにございす。この法律の趣旨からいいますと、ただいまのパンダ、トキを例にとつた政令はこの法律を越えてはありせんか。

○古賀政府委員 ワシントン条約の前文には、「野生動物植物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないよう」云々とあるわけにございす。まして、過度に国際取引が行われることによつて絶滅の危機に追いつむことのないようにというところでこのような条約が締結されたわけにございす。

その附属書Iにつきましては、「絶滅のおそれのある種であつて取引による影響を受けており又は受けることのあるもの」ということでございすから、これは既に絶滅のおそれのあるというところでございす。それから附属書IIは、「現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすこととなる利用がされないようにするために」厳重に規制しなければならぬというものでございす。いずれにいたしましても、「過度の国際取引による絶滅のおそれ」というのは、過去にそのような過度の取引があつた、それから現在行われている、それから将来にわたつてそういうおそれのあるもの、そういうものも含むわけにございすから、この条約の趣旨のつとつたものと私もは理解いたしております。

○遠藤(和)委員 本日はこの国内法の審議をしていくわけにございす。ワシントン条約の解釈をめぐつてお話ししているのはございせん。

したがいまして、この国内法の中に「過度の国際取引による」という文言がある以上、その政令は、過度の国際取引の影響を受けないものについては含まれないという解釈が成り立つのではないかとおもうのでございす。この点についてどういふふうにお考えですか。

○古賀政府委員 将来過度の国際取引による絶滅のおそれというものも含むというのが条約の趣旨であり、それを踏まえて国内法が組み立てられておりますので、政令につきましても、将来のおそれがあることをもつて政令の対象になるという考え方でございす。

○遠藤(和)委員 この法律の原案と申しますか、私の手元に三月三日付のものがございす。これは「過度の国際取引による」という文言はないのでございす。後で挿入されたと理解するわけにございす。その背景はどういうものでございすか。

○古賀政府委員 一つの法律案がございす過程におきましてはいろいろな案が作成され、それがまた修正されというふうな多くの経過を経るわけにございす。この「過度の国際取引による」という文言が入りましたのは全く他意がないわけにございす。ワシントン条約の実施に当たる国内法である、その趣旨を明らかにするために条約の文言を引用した、そういうことでございす。

○遠藤(和)委員 政令は法律の権限を越えて規制していくことはできないということにございす。が、そういうことだから考えますとこの限定は有害無益である、私はこのように理解するものでございす。意見のかみ合わない部分にございす。これはこれとして意見だけ申し上げておきたいと思ひます。

それから、今回のワシントン条約遵守に関連をしまして、我が国の対応に対して最も批判がございましたのは、いわゆる不正輸入に対する問題でございす。しかるに今回の法律では、輸入についての規制が全く入っておりません。これはどうい

うことなごいすか。

○古賀政府委員 ワシントン条約の実施に必要な野生動物植物の輸出入に関する規定は、先生御指摘のとおりこの法律案には含まれておらないわけにございす。それは既に外国為替及び外国貿易管理法、いわゆる外為法及び関税法により行われておりますことだから、本法ではこれらの法律との二重規制を避けるという趣旨におきまして輸出入の規制の対象としないということにしたものでございす。要するに本際での規制は、外為法ないしは関税法が受け持つ、一たび目を逃れてと申しますか、国内に入つてきたものにつきましての流通規制をこの国内法が受け持つ、両々相まって車の両輪のごとく機能することによつてワシントン条約の確実な履行を果たすことができる、こういう考え方でございす。

○遠藤(和)委員 その外為法の目的でございすけれども、第一条、外国貿易等の対外取引が自由に行われることを基本とし、必要最小限の管理、調整を行い、対外取引の正常な発展、国際收支の均衡、通貨の安定を図り、我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とするものである、これが法律の趣旨です。それから輸入につきましましては、外国貿易と国民経済の健全な発展を図るために、必要がある場合に輸入の承認制度を設けている。こういう立法の趣旨から考えますと、原則は自由である、そして必要がある場合に制限を行いますので、ワシントン条約の趣旨とは大分異なるわけにございす。ワシントン条約を外為法でもつて規制をしていくという輸入を制限するという考え方は、どうも発想が違ふもので取り締まりをしていくという考え方のように理解をするわけにございす。やはりこれは独立の法律というものを考えるべきではなかつたのか、このように考えますが、どうでしょうか。

○古賀政府委員 先生御指摘のとおり、外為法の目的といたしますところは対外取引の正常な発展とか、我が国経済の健全な発展に寄与するとい

うことなごいすけれども、この「我が国経済の健全な発展」という文言も極めて広く解釈されておるといふふうには理解いたしております。で、終局的な目的としてはこういう法律の掲げておる目的に合致しているのではないかと、少なくとも外れてはいないといふふうには考えております。

○遠藤(和)委員 通関時におけるチェック体制の強化ということいろいろ行つて行つて行つて行つておられるわけにございす。大蔵省にお伺いしたいわけにございす。

ワシントン条約対象動物植物にかかわる輸入通関官署の限定を行いました。それは、今二百二十二を三十五カ所に絞つたということにございす。アメリカは、あの広い土地で十七カ所と承知しております。これに比べるとまだ広いのではないかとおもうわけにございす。今後もう少し改善をするという考え方はあるのでしょうか。

○伊東説明員 ワシントン条約対象貨物の輸入通関官署につきましましては、条約対象貨物の確かなチェック体制を図ることから、昭和六十年五月に、先生がおっしゃられましたようにこれまでの二百二十二の通関官署を三十五に限定したところでございます。これは通関官署を限定することによりまして、ワシントン条約の規制の確保の適正、効率的な実施と、ワシントン条約対象動物植物の円滑な通関を実施するものでございす。また、その通関輸入貨物というものが、一般貨物あるいは旅客が携帯してきます貨物あるいは郵便物等の種々のルートで行われていることをあわせ考えまして、現在の三十五カ所を指定したものでございす。

その内容といたしましては、各税関の本関九カ所、それから空港として旅客の携帯品等が輸入されます十三カ所、それから外国郵便を取り扱つております外国郵便官署十三カ所、計三十五カ所指定したわけにございす。これら指定官署にワシントン条約の専任職員を配置など規制の確保に努めておりまして、税関において輸入を差しとめた件数も、五十七年から五十九年が年平均百から二

百件程度であったものが、通関官署限定後の六十年には六百七十一件、六十一年には七百七十七件と大幅に増加しているところでございます。

○遠藤(和)委員 海外旅行の方の数も大変ふえておりますし、税関の方の現場での御苦労というものは大変なものだということを理解いたしますが、特にこのワシントン条約対象動物についてはかなりの専門的な知識を必要とするわけでございます。こういうふうなチェックする職員に對しましてどんな教育をされているのか。あるいは識別図鑑があるわけでございますが、かなりの分量でございますまして、こういうものをもう少しニューメディアを活用いたしまして、コンピュータの中に入れておきたいまして、現場でより合理的に素早く対応のできるようなことをお考えになつたらどうかと私は考えるわけでございます。そういう考え方はございますか。

○伊東説明員 ワシントン条約規制対象種の別には動物物の分類に關します専門知識が要請されておりますところから、既に税関研修所及び各税関で実施しております各種の研修にワシントン条約についてのカリキュラムを設け、研修を実施しているところでございます。また各税関において随時職場研修を行うなど条約の対象となる動物物をチェックするための研修体制について、その充実に努めておるところでございます。これらの研修に当たりましては、大学の先生あるいは動物園の關係の方、あるいは民間の自然保護団体の方々等外部の専門家を講師として招いて、研修の効果を期しているところでございます。

それからもう一つのお尋ねの点でございますけれども、今後とも識別のために、データブックの活用のほか、ワシントン条約専門員のネットワークの構築でありますとか識別用スライドの活用等によつて、税関におけるチェック機能の充実、効率化を図っていく考えでございますけれども、先生御指摘のコンピュータ等のニューメディアの活用など、将来もワシントン条約の規制の確保の

方策につきましては、厳しい行財政事情を踏まえながら、管理当局あるいは科学当局等と相談してまいりたいと考えております。

○遠藤(和)委員 いわゆる返還に對する規程の問題でございますけれども、締約国会議ではこんな決議がされております。「生きた標本の場合には没収した国の科学当局が種のために有益と認め、原産国または輸出国がそのように希望する場合には、違反を行つた輸入者および、または輸送会社に没収保護、および原産国または輸出国に返還するに要する費用を負担させる規程を設けるよう努める。」こういう決議がされているわけでございますが、今回の法律はこの決議を完全に無視したものでございますね。

○古賀政府委員 まずその返還の規程を盛り込まない理由というのは、返還することは条約上必ずしも義務づけられていないということでありまして、人工飼育下に入つたものは慎重な取り扱いが必要であるということ、それから返還の規程がなくとも返還できるというふうなことから、ケース・バイ・ケースによつて処理するのが妥当であろうという考え方のもとに返還規程を設けなかつたわけでございますが、返還するといつた場合は、費用負担をどうするかという問題につきまして、先生これも御承知と思つていただけます、ワシントン条約の本文では輸出国の負担とするというところでございます。それからさらに別の決議では、これは輸入国の負担というふうな決議もございまして、しかしながら、どちらが優先するかという点につきましては、一般論といたしましては条約本文が優先するといふ考え方もあるわけでございますので、この辺が費用負担をどうするか、どちらの国が持つのか、それから輸入国がそれを持った場合にだれに求償するのかがこの問題でございます。いろいろ難しい問題がございまして、今回費用負担の規程を設けなかつたというところでございます。

○遠藤(和)委員 確かに条約本文の中には、原産国あるいは輸出国の方がその費用を負担するとい

うことが書かれているわけでございますけれども、現実の問題として原産国というのはいわゆる発展途上国が多いわけございまして、費用負担がかなり難しい、こういうことがあつてこの新たな決議がなされたわけでございます。そういう流れの中から考えていけば、日本は世界でも有名な経済大国でございますので、この決議に沿つた考え方のほうがしかるべきではないか、このように考えるわけでございます。

先ほどの御質問の中で、十三条の国庫に帰属した希少動物植物については関係省庁はよく話し合いをして「必要な措置」を行ひ、「この必要な措置」の中に返還ということも含まれるのだという話があつたわけでございますが、その返還の中には、輸入者や輸送会社に費用を負担させるいわゆる求償ということも含まれると理解してよろしいですか。

○古賀政府委員 十三条の国庫に帰属した希少野生動物植物についての「必要な措置」の中には、先生言われましたように、輸出国、原産国への返還という措置も含まれる、したがつてこの条文によつて返還の措置を講ずることができるといふことでございますが、しからば、だれがその費用を負担するのかがこの問題については、この十三条では直接規定しておらないということでございます。

○遠藤(和)委員 そういうことも考えられると理解してよろしいですか。
○古賀政府委員 返還に要する費用の負担の問題につきましては、先ほども申し上げましたように、輸出国か輸入国なのか、それから輸入国としてもだれが負担するのか、その求償の仕方をどうするかというふうな問題がございまして、したがつて、最終的な負担者をどうするかということも含めまして今後の検討課題であらうというふうな考えでございます。
○遠藤(和)委員 ライオンタマリンの例もございまして、これはだれも費用を負担する人はいないからということ民間団体が負担をしていただい

たわけでございますが、そうしたことのないような適切な法律の運用というものを望みたいと思つた。

それから、いわゆる留保の問題でございますけれども、日本では一番最初批准いたしましたときに九種について留保いたしました、その後追加をいたしました現在十四種になつておられるわけでございますが、特にジャコウジカのことにつきましてお伺いしたいのでございます。これは各国からかなり非難が出ております。中国からは、「中国は一九八一年四月にワシントン条約を批准して以来、ジャコウの輸出許可は全く出していません。そのうえ中国では、国内法で批准以前からジャコウの輸出を禁止している。しかし、日本の貿易統計によると、中国原産とされるジャコウが一九八一年から一九八四年だけでも九百五十五キログラム(小売価格約九十億円相当)も輸入されているが、これはどうしたことか。あるいは香港から、日本の貿易統計によると、香港が許可した以外に香港からジャコウが輸入されている。インドからも、「ヒマラヤ」からの違法なジャコウの取引について外交ルートをおして、これに關する話し合いを求めたが、日本政府に拒否された。あるいはネパールからは、「一九七三年にジャコウの合法的な取引は終わつており、それ以降、取引は全く許されていない。しかし、日本の統計にはそれ以後千三百六十五キログラム以上のネパールからの輸入が記録されている。このようにジャコウの不法輸入と見なすことが続いておりますわけでございますが、このジャコウジカを留保している理由は一体いかなるものでございましてか。

○佐藤説明員 ジャコウジカにつきましては、ジャコウが古くから我が国の伝統的な家庭薬というところで、強心薬あるいは小児五疳薬というところで使われてまいつておりました。保健衛生上の観点から、こうした医薬品の確保につきまして支障が生じないようワシントン条約上の適用につきまして留保を行っているところでございます。
○遠藤(和)委員 撤回をするような方向であらゆる整備を進めておられると伺つておりますが、そ

うい

うふうなお考えはございますか。

○佐藤説明員 御指摘のように現在ジャコウにつきましても条約上留保ということでございますが、ジャコウシカの保護を図るという条約の趣旨を尊重することから、その使用量の削減ということを私も大変一生懸命業界指導をしておりますのでございまして、既にジャコウの使用につきましては医薬品業界を指導いたしましたして、業界もこれに従うということで、できる限りジャコウの配合量を減らすということをやっておりますところでございます。具体的に申しますと、小児五疳薬あるいは強心薬につきましては使用量の削減、それ以外の風邪薬あるいは滋養強壯薬というものにつきましては使用を禁止するというところで指導をしております。

それから、こういったジャコウの使用量を減らすということと同時に、一方、業界におきましてもジャコウシカの人工飼育につきまして中国と協議を進めておりました、これが実現いたしました、いわゆる天然ジャコウの使用というものがなくて済むということでございますので、業界がそういった努力をしておりますし、またさらにジャコウを使わないためにはジャコウの代替品、この研究開発が必要でございますので、ジャコウの代替品の研究開発につきましても業界を指導しているところでございます。今後さらにこういった面で業界を指導いたしまして、ジャコウの代替に見通しがつくといったような条件が整備されました場合には、一定の期限を付した上で留保の撤回を含めましてその取り扱いについて検討いたしたい、このように考えているところでございます。

○遠藤(和)委員 新聞報道によりまして、昭和十四年三月までに留保を撤回することを決めた、そしてこの七月にオタワで開かれる第六回締約国会議でこれを公式に表明したいというふうな報道が一部ございますけれども、この報道は真実でございますか。

○佐藤説明員 ただいまお答え申し上げましたとおり、ジャコウの使用量の削減につきまして私ども

も業界を指導して努力しておりますし、また、業界におきましても代替品の研究開発あるいは中国とのジャコウシカの人工飼育事業の推進というところで協議を進める、こういうことで相互に努力をしておりますところでございます。今御指摘の新聞記事につきまして、そういった状況等から推測いたしまして書かれたものと私どもは考えております。

いづれにいたしましても、これらの条件が整備された場合におきましては、一定の期限を付した留保の撤回ということを検討すべきものと考えているところでございます。

○遠藤(和)委員 七月というのはもうあとわずかでありませぬ。そろそろ結論が出ていなければ七月の締約国会議での発表にはならないと思うわけでございますけれども、この七月にそうした発表ができればいい気配なんですか。

○佐藤説明員 御指摘のように七月に締約国会議があるわけでございますが、そういうことも念頭に置かしまして、私も現在業界の指導あるいはいろいろの面で努力を行っているところでございます。

○遠藤(和)委員 先ほどもお話があったわけでございますけれども、日本に対する非難決議がありまして以来、日本としてはこうして国内法の整備も進めた、あるいは水産物のチェックも強化をした、そしてさらに利用品目を減らすということになれば、かなりの国際的な非難を緩和できるのではないかと考えるわけでございますが、七月に環境行政の最高責任者でございます長官みずから行かれるような御決意はあるのでしょうか。長官、どうでしょうか。

○稲村國務大臣 先ほども岩垂先生からそのような方向で御意見を求められました、今局長の方から伺いますと、この会議には各国とも長官及び大臣が出ていない、事務的な外交関係の方でいうようなことでございます。

○遠藤(和)委員 そう遠慮なさらないで、今までの責任もございまして、だれが行かれるにしまして

も積極的に発言をして、国際的な非難を緩和していくという方向で臨まれるように望みたいと思っております。

それから沖繩の山原の問題でございますが、先ほど岩垂先生の方が知床の問題をされましたものから、私は南の方の山原の話をさせていただきます。

林野庁にまずお伺いしたいわけでございますが、山原地域、国頭村を中心とした山原地域の林業の実情というものはどのようになっているのでしょうか。

○杉原説明員 御指摘の沖繩の国頭村地域ということでございますが、一般論として申し上げますと、沖繩県の森林面積は県土の約五〇%弱でございます。そのうちの人工林というのは大変低うございまして、一割程度でございます。もちろん戦後の造林地がほとんどでございますので、大変若い林でございます。また御存じのように、沖繩県におきまして県産材の需要等も現在の状況の中では大変減少しております、さらに造林とか素材生産というふうな林業生産活動も沖繩県の中では大変不振でございます。こういう意味で、沖繩県に對しまして助成制度としましてはいろいろの制度を設けておりますが、いづれにいたしましても大変不振であるというところだけは申し上げられると思っております。

○遠藤(和)委員 林業に對する国の補助金は、いかにほど出ておりますか。

○杉原説明員 全体を集計しておりませんので、ちょっとお待ちいただきたいと思っております。

○遠藤(和)委員 大体年平均にすると二千万円ぐらいのオーダーではないかと思うわけでございます。今主としてパルプ材になつてきているわけでございますが、パルプは今円高でございまして外国のものが入ると安く入るわけですね。こうした林業というのをこのままずっと続けていっていいものかどうかというふうな懸念もあるわけでございますが、この辺の将来展望についてはどのように考えているのでしょうか。

○杉原説明員 御指摘のチップ等の問題でございますが、いづれにいたしましても、日本の森林・林業

を守っていくという立場から山村の産業として位置づけをし、それらの産業の活動を通じて森林・林業を育てて、さらに立派な森林をつくっていくというのが基本的な考えではなからうかと思っております。またさらに、長期の木材の需給問題にもお触れでございますので、私も、日本全体としての今後の木材の需給につきましては、現在の国内の森林資源の整備状況から申し上げまして、

今後は国内からの生産力を強化できる体制になりつつあるというふうな考えをしております、将来、外材の輸入率は若干でも下がっていくような方向に行くものだと考えております。

○遠藤(和)委員 沖繩には今、いわゆる県有林といたうがあるわけでございますが、この県有林といたうのは一九八九年まで、いわゆる八十年間の期間を区切って国が貸与しているものでございませぬ。この一九八九年以降はどういうふうに取り扱う計画ですか。

○杉原説明員 御指摘の沖繩県の県有林の問題につきましましては、御承知のように通常勸令貸付国営林といたうございまして、明治四十二年のころでございますが、沖繩県の基本財産の造成、沖繩県林業の範とするということで沖繩県に無償で貸し付け、その後、本土復帰後も特別措置に關する法律に基づきまして、契約期間は六十四年五月までありますが、従前と同一の条件で無償で貸し付けておりました、これはもちろん他に例のないことでございます。

御指摘の今後の取り扱いでございますが、この国営林は現在の法令上は六十四年の五月ということになっておりますので、そういう意味では一応一つの整理がつくというふうな考えをしておりますが、実際にはこれまで貸し付けてきました趣旨または実績とか、沖繩県の社会経済の状況、さらには沖繩県に對する各種特別措置との関連等を考慮いたしまして慎重に検討したい、このように考えておるところでございます。

○遠藤(和)委員 ある意味ではいいタイミングではないかと思うわけでございますが、国として

この地域の林業というものも一方においては考
えなければならぬわけで、大変生産性の低い林
業になるわけですね。それよりもやはり自然保護
というふうな立場で林野庁が積極的に取り組ん
でいかれることによって、林野庁に対する国民世論
の支持も集まるのではないかと、私はこのように考
えるわけでございます。

林野庁の事業の中に遺伝資源保存林という考え
方があるわけでございますが、この地域について
そういうふうな指定を行うような考えはありませ
んか。

○杉原説明員 御指摘の遺伝資源保存林という言
葉は、最近新聞紙上等で発表になった言葉でござ
います。実はこれは、現在国有林の中におきまし
て、将来ともに動植物の遺伝資源を保存すること
を目的として、日本全体の生態系等を代表し
まして、かつ自然状態といえますが、まさに自然
状態が十分に保存されている天然林を主体として
やりたい、こういうふうな考えでおります。な
お、それにつきましては、学識経験者等の意見を
聞いた上で設定する考えでございます。

御指摘の、特に沖繩本島北部等の国有林につ
きましては、これら学識経験者の意見等を十分聞く
必要があるというふうな考えでおりますが、実は
これ以外に当該国有林のほとんどが地位協定に基
づきます米軍の施設、区域となっております。日
米安全保障条約に基づく米軍の運用との調整、こ
れらも十分図る必要があるということから、なお
今後慎重に検討していく問題ではないかと考えて
おります。

○遠藤(和)委員 昨年の十月二十日に、世界野生
生物基金日本委員会の大来佐武郎さんから、会長
でございませうけれども、林野庁長官に対して、山
原の野生生物保護のための提言がなされました。
現在ノグチゲラの繁殖が確認されている自然林に
ついては禁伐としてもらいたい等の提言がされて
いるわけでございますが、この提言について林野
庁はどういうふうに対応されておりますか。

○杉原説明員 ただいま御指摘の世界野生生物基
金日本委員会からの要請については十分承知をし

ております。沖繩におきまます森林等は重要な水源
地域でありますし、特に亜熱帯の植物等が豊富な
地域でございますから、そういう意味では、森林
の持つております各種の公益的な機能をやはり適
切に発揮させる必要があると考えております。た
だいま御指摘のようなこれら委員会以外にもいろ
いろの要請がございます。したがって、私ども
としては、今後貴重な野生生物の保護等につ
いて、必要に応じて関係機関等との調整に努め
てまいりたいというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 環境庁長官にお伺いしたいわけ
でございますが、長官はことし一月十九日、この
山原地域の現地に参られまして視察されているわ
けでございますが、印象はいかがでございますか。

○稲村國務大臣 この一月、私も大変話題になっ
ております山原地区を視察させていただきました。
この地区は、他の地域には見られない固有の
野生生物が生息しており、いろいろ野生生物に関
しての認識を一層深めた次第でございます。

○遠藤(和)委員 今、ノグチゲラは八十羽から百
羽くらい、ヤンバルクイナは千羽から千五百羽く
らいと推測されておられて、ある意味では絶滅
寸前の状態に置かれておられるわけでございますが、
現在も伐採は続いているわけでございますが、早く
手を打たなければならぬのでございませうが、長
官が行かれたときに現地の皆さんに、できれば国
設の鳥獣保護区を検討したいというお話をされて
おりましたが、いろいろ御検討されていると思
います。見通しはどうですか。

○稲村國務大臣 この与那覇嶺の特別鳥獣保護区
六百六十二ヘクタールを約三倍の二千百十五ヘク
タールに拡大する、こういう方向で今協議して、
早くそうしたいなというふうにも希望してお
るわけでございます。

○遠藤(和)委員 早くというのは、ことしじゅう
にという感じでしょうか。

から六十七年三月までの五カ年間の事業計画で
ございます。この中に今大臣が言われました国設
那覇嶺鳥獣保護区の設定が盛り込まれておるわけ
でございます。県の自然環境保全審議会の承認
を既に受けております。これから地元並びに関係
行政機関との調整に入ることでございます。ま
た、できるだけ早くということでも県の方にお
願いをしております。その時期等についてはま
だ定かたございませんけれども、県の方も一生懸
命やっております状況でございます。

○遠藤(和)委員 我が党もこの六月に現地に視察
団を派遣したいと考えております。現地の皆さん
ともよくお話し合いをいたしまして、この貴重な
資源を守っていくために政治としてできることは
どういふことがあるのか積極的に考えてまいりた
いと思っております。長官が行かれたとき、こ
れだけの宝を絶滅させたら申しわけな
い、先進国として恥づかしい保護を行いた
い、こういう積極的な姿勢を示されたわけでござ
いますけれども、どうか先ほどの国設の鳥獣保護
区について、この皆さんに語られた決意をさらに
強く推進していかれまして、長官が視察されたも
のを形としてきちっと国民の前に示していくこと
が大事なのではないかと、思います。その辺の決
意は今も変わらませんか。

○稲村國務大臣 遠藤先生御指摘の、私自身の先
般の視察時の気持ちに変わりはございませぬ。公
明党の先生方も現地視察をしていただけるよう
でございますので、大所高所から先生方の御意見を
も聞かせていただいて、私の意見と相まって、さ
らにいい方向で決着できるようにしたいと思
っております。

○遠藤(和)委員 最初に、いわゆる希少野生動物
物に対する保護についてどういふ御認識であるの
かとお伺いしましたけれども、現在経済の面では
確かに先進国になっておるわけでございませうが、
こういふ面ではまだ発展途上国と諸外国から言
われてもしょうがない部分が残っているわけでござ
います。知床の問題もさることながら、沖繩の

山原の保全またその資源についても、経済大國日
本にふさわしく守り育てていくという形のあるも
のを示していかねばならないと強く思うわけ
でございます。それが世界に対する日本の責任で
もある、このように考えるわけでございまして、
特に山原地域については、ここにしかない希少
動物、ヤンバルクイナにしましてもノグチゲラに
しましても、これらがいるわけでございませうか
ら、日本の自然環境を責任を持って監督する長官
はさらに積極的に取り組まれました、見事に結論
をいただけるような方向でしっかり頑張っていた
だきたいと心からお願いを申し上げまして、若干
早いようございませうが質問を終わらせていた
だきます。

○林委員長 滝沢幸助君。
○滝沢委員 委員長、御苦勞さま、長官以下政府
委員の皆様、御苦勞さまで。

今ほど各党から御質問で強調されたこと
でございますが、私は、提案されておりますこの絶
滅のおそれのある動植物の譲渡の規制等に関する
法律案、いわゆるワシントン条約に関する法律は
大変大事なものだと思っております。自然をいかに
守り、自然と人間がどう調和していくか、さらに
は、学術研究という意味からいけば経済という
立場から、さらには国際的信用、信頼という意味
からも非常に大事なことだと思っております。この
提案はむしろ遅きに失したとも思うし、一日も早
くこの法が通りまして、しかもこの法が厳正に行
われることを期待するものであります。そのよう
な意味から以下質問申し上げさせていただきます。

私は、経済大國日本、戦後の我々の生活態度と
いうものはやや間違っているのではないかと、こ
う実は思います。我々が生存のために自然と闘った
ときにおきましては、公害もそうでありませうし、
このような自然の絶滅というふうなことはなかつ
たと思っておりますが、人間が神を恐れな
くなりまして、おのれの欲望のために自然を侵す
ようになりましてこのようになつてまいりました。

かく申す私も、樹木といひますか植木なんかを大変愛しまして、努力して旅行等をするたびにいろいろなものを持ち帰りまして、狭い庭に植えてみますけれども、結局はだめですね。そこで私が考えたのは適地適生、これは私の造語かも知れません。適地適生、その土地に生まれたものは本来生まれるべくして生まれ、そこに育つようにできているのです。カモシカは寒いところに、クジャクは暖かいところに、シラカバは寒いところに、ヤシは暖かいところにというように、努力をしよう。これを逆にすることに我々は今大変努力をしているのではないですか。このことをきちんと我々が生活の中に根強く理解しなければ、私はこの法の目的は行われぬと思うのであります。

きのう、きょうも大変新聞、テレビをにぎわせておりますあのような高価な違反のものが商売されているという事は、非常に衝撃的な、我々がこのようなことを審議しております最中でありましてだけに我々を驚かしめるものであります。これらについてひとつ厳正な態度で臨んでいただきたいということ、最初にこれについての御所見をお伺いさせていただきます。

○稲村国務大臣 滝沢先生の大変広い知識、深い人生経験から今も述べられたとおり適地適材、御指摘のとおりまさに心打たれるものがあります。特にこのワシントン条約の国内法の制定、過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動物の保護を図ることは、国際社会の一員として我が国の重要な責務でございます。本法の施行により、国内における譲渡規制等を行うとともに保護のために必要な措置を講じ、絶滅のおそれのある野生動物の保護の徹底に全力を挙げてまいりたい、こう思います。

○滝沢委員 そこで、私は先ほど申し上げました、また今長官からおっしゃっていただきましたようなことを思うにつけ、学校教育がこのようなことに対してどう教えているものだろうか、少なくともこの条約の存在ないしは本当に動物を愛

し、植物を愛しましょうということほどのように教えられているものか、興味を持つものであります。どうも本来外にいるべきものをペットというようなことで家に住ませたり、いろいろと不自然なことをすることが最近何か近代生活みだいなこともございまして、こういう御家庭に育てば、やはり自然を破壊する子供が育つのではないかと私は逆に思うのです。一面大変動物を愛しているように見えるけれども、実際は動物をいじめている。これはパンダなんかも残念ながら、田中総理大臣が中国から連れておいでになりましたけれども、しよせん適しませんね。ですから、早く亡くなりませと後添えをどんどん、実家からまたその妹さんをとるようなことですが、物見遊山の観光ブームと一緒に考え方はこの法の精神ではない、私はこう思っています、学校教育はいかにこのようなことを目を向けておられるか承りたい。

○辻村説明員 お尋ねの学校教育におきます動物愛護、あるいは自然保護の精神につきましては教育の具体的な取り扱ひでございますが、小中学校を通じて、子供たちの発達段階等に応じてこれらの教育に努力しておるところでございます。

例えば小学校では、理科という教科がございませうが、そういうところで生物を育てながら生物を愛護する態度を育てるということで子供たちに野外観察をさせますとか、あるいは実際に動物の飼育をするというようなことを通じまして、動物愛護あるいは自然保護というような精神を培うような教育をしております。

中学校ということになりましたと、かなり子供も大きくなってまいりますので、人間と動物あるいは自然とのかかわりを認識させて、環境保全に関する指導を行うというような課題を取り上げさせていただきます。ただいま理科について申し上げたわけでございますけれども、社会科でございませうか、あるいは道徳などにおきましても、自然を愛する心を養うというような課題を、特に項目を取

り上げて教育をしておるといのが現在の教育におきます取り組みの状況でございます。

○滝沢委員 大変御苦労さまでした。文部省さま、どうぞお引き取りちょうだいして結構でございます。御苦労さまでした。

そこで、話題は変わりますが、私は、これらのことはしよせんは税関を通ることを避けるものが多いわゆる密輸ということになるかと思ひまして、広い意味での税関のチェックがいれば非常に緩いかな、こういうふうには思ひます。外国を旅行しまして感じますことは、非常に厳しい国もありませんし、緩い国もありません。そういう意味で日本はどの位置に属するのかわかりませんが、外務省も通産省、法務省あるいは大蔵省も関税というように意味で関係あるかもしれませんし、外務省も関係ございませうが、税関のあり方あるいはまた、これはとにかく絶滅のおそれのあるものは、私は何もクジャクや猿だけではなくて、実は人間そのものも絶滅のおそれのある極めて知性を装った野性的な動物かな、こう思ひましてお伺いするのであります。税関をいかにくぐってきているのか、いろいろなものがありますね。ジャバピキさんなんというのもございました。あれは何でしょう。日本から出ていって随分と御迷惑をかけているものもありませんし、日本に入っておいでになつて迷惑を我々がこうむるものもございませう。このようにときに、パスポート、ビザも含めて各関係省庁はどのように対処していただいておりますのか、特に法務省等に後で、やかましくなりました例の指紋押捺のことをも承っておきたいと思ひますが、ひとまず各省庁それぞれ所見をおっしゃってちょうだい。

○伊東説明員 ワシントン条約に係ります税関における取り締まり状況について申し上げます。ワシントン条約につきましては、その効果的な実施を確保するため、六十年四月一日から、対象貨物を輸入するに当たりまして、輸出国の管理当局等の発給した輸出許可書等を必要とすること

としたわけでございます。これに伴ひまして、税関におきましては輸出許可書の真偽の確認について、これを的確に行うことに努めておりまして、必要な場合におきましては管理当局へ問い合わせを行っているところでございます。また、六十年五月一日からは、ワシントン条約対象貨物に係ります輸入通関官署をそれまでの二百二十二官署から三十五官署にするともに、限定官署に専ら担者を五十二名配置したところでございます。

それで大蔵省、税関といたしましては、今後ともワシントン条約の重要性にかんがみまして、税関職員の研究の充実強化でありますとか関係職員への識別用スライド、図鑑等の配付などのほか、関係当局との協力による識別ネットワークの充実などによりまして、引き続きワシントン条約に関するチェック体制の強化に努めてまいりたい、このように考えております。

○金子説明員 ワシントン条約の関係におきましては、例えばワシントン条約をどういうふうにするかとか、そういう関係につきましては、税関当局とも緊密に連絡をとってやっております。また、研修等につきましても御協力申し上げております。

○鳥居原説明員 先ほど外務省、それから大蔵省から御答弁になりましたけれども、我々通産省、管理当局でもございませうので、輸入あるいは輸出についての管理をするという立場から、税関あるいは外務省と連携をとりながら十分な水際チェックを行っているわけでございます。

○大久保説明員 先生の御質問のうち、不正手段によりまして出入国の状況及びこれをどういうふうにしてチェックしているかということについて、概要を簡単に御説明させていただきます。近年我が国に入つてまいります外国人の数は飛躍的に増加してまいりまして、これらの中には不正な手段によつて出入国する者が後を絶たない状況にあることは、先生も御存じのとおりでございます。

これらの不正な手段の態様といたしましては、旅券、査証の偽造による者、就労目的を隠し

て、比較的取得しやすい観光目的等の短期滞在査証で入国を図る者、さらには同じように就労の目的を有するにもかかわらず、我が国との査証相互免除取り決め等を悪用いたしまして観光目的で入国を図る者等がございます。昨年一年間に空港等で不正入国を図ろうとしたしましてこれを摘発し、本邦から退去せしめた者は二千六百六十五人となっておりますが、正直申し上げて、これらの者は実際の不正入国者の一部にすぎない状態ではないかと思っております。また、出国する者の中には、不法残留事実を隠へいするために上陸許可証印を偽変造したり、あるいは正規に在留中の他の者の旅券を使用する事案等が見られます。

これらの不正手段による出入国を防止するためには旅券、査証の審理、入国目的の審理、滞在費の有無等につきまして、出入国法におきまして慎重な審査を実施してきておりますが、冒頭に申しましたように、外国人の入国者の数が非常に急激にふえつつございますので、これらの出入国審査に当たっております入国審査官の負担は極めてふえてきております。したがって、出入国管理の一層の強化を図るためには、査証の発給に当たっております外務省、それから国内の取り締まりに当たっております警察庁、また雇用主の指導規制に当たっております労働省等関係省庁の協力が不可欠となっております。これら省庁との協議を進めておるところでございます。

○黒木説明員 外国人登録法の一部を改正する法案を現国会に提出しております。その改正内容の主たるところは、現在指紋の押捺につきましては五年ごとの切りかえ交付とか、紛失した場合の再交付とか、そういった場合に重ねて指紋を押す制度になつておりますけれども、これにつきましては外国人の間にいささか厳し過ぎるのではないかと、いろいろな声もございまして、種々検討いたしました結果、原則として最初に一回指紋を押捺すれば足りる、自後は人物の同一人性に疑いがあるというような場合に二度目の指紋を押させるというふうな制度の緩和を図ろうという法律案を現国会に提出しているというところでございます。

○滝沢委員 各省庁御苦労さまでした。

ただ、今の法務省の指紋押捺のことですけれども、聖書には目には目を、歯には歯をと書いてある、もちろんそれではないけれども、ならまれてもにっこり笑って返せとキリストは言っているわけですが、なかなかキリスト様のようにはいきません。孔子様も、おのれの欲せざるところは人に施すなかと言っております。私は、外交関係というのは相互互恵の関係にあると思うのです。向こうが厳しければこっちも厳しい、向こうが優しければこっちも優しい、こういうものじゃないかなと思うのです。そのような意味で、ヨーロッパは比較的安易に、共産主義の国は非常に厳しく、こうなっております。アメリカはどうか知りませんが、島国と陸続きの国々とは違っているのでありましょうけれども、そのような意味で、法務省が苦勞されていることはよくわかります。しかし、国によってきちんとして、向こう様がやってくたさるようにならなければ、これが本当のことじゃないのかな、こう私は思うのです。我々がよその国々へ行きますれば、向こうの法律によって向こうの国内法を守られるわけでありまして、向こうからおいでになる方々には日本の国内法を守ってちょうだいする、それが国際秩序の基本だと私は思うのです。

そのような意味で、これからその法の成立のために努力なさるのであります。私が、私のような考えも、国会の勢力分野とは別に、国内の多くの方々が理解していらっしやるものではないかな、こう私は思うのですが、いかがですか。

○黒木説明員 外国人登録法は、外国人の居住関係、身分関係を明らかにするという行政目的と申しますか国家目的があるわけでございます。私どもも安易に外国人のそういう希望があるから制度を緩和するという立場ではございません。ただ、いろいろ政策立案いたします際には、やはり行政対象者の負担と申しますか心情と申しますか、そういったものも考慮はせざるを得ないだろうというところで申し上げたような次第でございます。

それから、相互主義的な制度というのはいろいろ局面であらうかと思えます。現に私どもの入管法の中にも相互主義をうたった部分がございますけれども、この指紋制度につきましては、先生せっかくのお話でございますが、ちょっと相互主義はなじまないのではないかと。国家目的、行政目的のためにこういう制度がとられているということでございます。私も調査しました約五十カ国の中の約半数の国が指紋制度を採用しております。採用してない国が半分ほどあるという状況でございます。先ほど申しましたように、一律に全部五年ごとの指紋押捺をしようという制度は多少は緩和して、そういう外国人の気持ちでございまして。

○滝沢委員 愚問に對しまして検討をいただきまして大変恐縮に思っています。時間がそろそろあれであります。そこで、とにかく今我々日本人が問われているものは国際的な名譽、これが問われている。それは数々ございまして。エコノミックアニマルか知りませんが、とにかく金、金、金ということ、よその国へ行つて稼ぎまくる。正当に稼ぐならばいいけれどもそうでないのも多々あるわけでありまして。そうした中で、先ほどもお話のありましたアジアの条約に關係する国々のセミナーで日本が名指しで非難をいただいた、これは大変なことだと思つております。これは先ほどから申し上げております心なき密輸の方々、心なきならいいんだけれども、それこそ下心が十分にあってもうけんがためにやっていることですから、まことに残念なこと。それがこの条約の範圍だけではなく、広く国際社会の中で日本がいかに処しているかという意味において非常に不利なことにもなる、こういうふうに思うときに大変重いものを受けとめなくてはならぬと思つております。

五十九年にエジンバラ公がおいでになりました。総理大臣とお会いいただきまして、そうしたことも動機として今回の改正等のこともあつたと存じております。一面から言うるとこの法律がいわばざる法的で、罰則等ほとんどなかつたという点も今度では是正してちょうだいできるような点ですが、こういうふうにも思つたときに、今後に処します姿勢というものは、長官、また外務省、特に留意していただかなければならぬことだと思つて、これらについての御決意のほどを長官並びに外務省当局にひとつ伺いをし、しっかりと頑張つてちょうだいしますように御注文を申し上げたいと思つて、いかがでしょうか。

○福村國務大臣 滝沢先生の先ほどの御指摘のとおり、一生懸命しっかりと頑張つてまいりたいと思つております。

○金子説明員 先生御指摘のような問題を踏まえて、我々といしましては関係省庁と協議いたしました。より密接に協力いたしましてワシントン条約の適正な実施に努めてまいりたいと思つております。ただいま御審議いただきありがとうございます。国内法の制定とか、相当の改善策を今後とも一層目指していきたく思つております。

○滝沢委員 そこで、実はこの法律につきまして案外国民がよく存じていないのではないかと思つております。そういう意味で、これが通過をいたしましたならば、この法の改正の趣旨、そしてこの条約の精神、そしてこれに對処します政府の態度というものを力を入れて国民の皆さんに御説明申し上げる、普及、宣伝に努めたいということが非常に大事ではないのか、こういうふうにも思つて、そして国民が十分にそれを知つていらつしやうとして初めて国民の目が一つの規制チェックの役割を果たすわけでありまして。今むしろ密輸等で大変新聞、テレビをにぎわしているようなことも、国民の皆さんがこれを知らなくて、しかもこれはないものだと言われれば、ますます値を高うして求められるというところに一つの悪の温床があると思つて、後この法の精神を普及、徹底されるための施策と

いいですか、承らせていただきたいと思ひます。

○古賀政府委員 先生言われましたように、このワシントン条約並びにこれに基づく国内法、こういうものを実施せしめるためには、国民の理解と協力を得ることがぜひとも必要でございます。

そのために私も、この法律が成立をいたしますれば、国民の理解を得るための普及、PRに大いに力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○滝沢委員 大変取りとめのないことをお伺ひいたしました。しかし、私の申し上げておることは御理解いただいたと思ひますが、狭い意味でこの法律を批准した国の義務として守らうということから一歩先んじて広い意味に、例えばこの法律の中で、ないしは条約の中で数え上げられている九十何品目のそれに尽きるというのではなしに、法で規制はされないけれども、要するに自然を大事にするという精神をくぐれぬも踏まえていただきまして、今後の環境行政に遺憾なきを期してちょうだいしたいと思ひます。

長官に最後になお一言決意のほどを承つて、終わらせていただきます。

○稲村国務大臣 先ほど来申し上げておりますとおり、このワシントン条約の成立した時点には、まずこの意味を国民の間によく知らしめるということ、また野生動物植物に対しての理解、モラル、こういうものを徹底させて、日本国が先進国として恥ずかしくない、そういう姿勢を世界じゅうに訴えていきたい、こう思っております。

○滝沢委員 ありがとうございます。長官の決意を承りまして、大変期待を厚うするものであります。当局の御努力を多し、委員長さん御苦勞さまでした。質問を終わらせていただきます。

○林委員長 岩佐委員君。

○岩佐委員 まず、規制の対象となる野生生物の範囲について伺ひたいと思ひます。

先ほどからの答弁でも明らかのように、ワシントン条約の附属書Ⅰの全部と附属書Ⅱの一部を政令で指定する、こういうことになっているわけ

あります。これは附属書Ⅱの部分と附属書Ⅲの全部が規制の対象外となります。WWFJの調査では、日本に輸入される野生生物の件数で見ると、九八%までが附属書Ⅱに属するものなどということでありました。したがって、大部分が規制の対象外になってしまふということが先ほどからも論議されているところであります。民間監視団体のトラフィック・ジャパンや日本霊長類学会の要望書、またWWF総裁のエジンバラ公の中曾根総理あての書簡でも、附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの全部を規制の対象としてほしい、そう要望しています。政令を定める際には、このⅠ、Ⅱ、Ⅲのすべてを対象とすべきではないかというふうに思ひます。

○古賀政府委員 ワシントン条約を実施するための国内法が、今御提案している法律だけでありましたら、これはその附属書Ⅰを中心として規制対象にするということについては問題があると思ひます。しかしながら、五十五年はこのワシントン条約を批准いたします際に、外国為替及び外国貿易管理法に基づく政令を改正いたしまして、附属書ⅠからⅢまでを規制対象にすることにいたしました。輸出の規制はⅠからⅢまですべてやっておるわけでございます。そこから漏れて国内に入ってきたものについて流通規制をするというのが今回の国内法でございます。これは附属書Ⅰを中心とするのが妥当であろう。なぜならば、ワシントン条約そのものが、附属書Ⅰにのみ原則として流通を禁止しておるからでございます。附属書Ⅱ及びⅢについては、一定の条件のもとで流通を認めておるわけでございます。そういふ趣旨からしまして、私もどもは附属書Ⅰを中心として流通規制を行うことが妥当であるというふうに考えておるわけでございます。

○岩佐委員 附属書Ⅱ、Ⅲは国際商取引が認められていて種だからさういうことであると思ひますけれども、それは輸出国の正式な許可があるということが前提だと思ひます。実際にはさまざま

不正な方法によつて輸入がされています。トラフィック・ジャパンが二月に発表した資料、これは通産省と大蔵省がまとめた輸入記録に基づくものですけれども、これを見ると、南米にしかないイグアナが西ドイツから輸入されている。あるいは地中海沿岸にリクガメがスイスから輸入をされる。原産国のタイやマレーシアなどが輸出を禁止しているはずのセンザンコウの皮が一万五千枚も輸入されたりしている。イグアナ、リクガメ、センザンコウ、これらは皆附属書Ⅱにかかわるものであります。こういう不正輸入を禁止する、規制するまでは水際でのチェックを厳しくするのは当然でありますけれども、国内での流通についても、輸入許可書に基づいて何らかの登録をさせるなど規制をかける必要があると思ひますけれども、この点についていかがでしょうか。

○古賀政府委員 水際規制の強化につきましては通産省の方から御答弁があると思ひますけれども、先般厳しい規制に踏み切られたわけでございます。

私もとしましては、あくまでも国内の流通規制を行うということがございまして、一たびこれを対象にいたしますれば譲り渡し、譲り受け等が禁止されるといふこととございまして、そういう意味で大きな効果があるというふうに考えております。したがって、水際規制と国内法と両方が相まってワシントン条約の確実な履行というものが行われると考えておるわけでございます。

○鳥居原説明員 水際規制につきましては、先ほど来何回も議論に出ておりますが、ステップ・バイ・ステップできめ細かく規制いたしておりまして、六十年四月に原産地証明から輸出許可書という制度に切りかえましたし、ごく最近、これも先ほど来話に出ておりますけれども、原産国で輸出を禁止している国については、単に輸出国の輸出許可書のみならずもう一度原産国にも問ひ合わせるといふようなダブルチェックをするシステムを導入いたしております。今後とも事態の推移あるいは国民的なコンセンサスが得られましたら、ス

テップ・バイ・ステップで規制のきめ細かい措置を行つていきたいと思ひます。

○岩佐委員 次に、附属書Ⅰ、Ⅱのうち、留保されている鯨類六品目、ジャコウジカ、イリエワニ、トカゲ類三品目、それからタイマイ、アオウミガメ、ヒメウミガメの計十四品目の問題についてお伺ひしたいと思ひます。

国際会議では、密輸出された野生生物を日本は堂々と輸入し国際的な不正取引を助長している、こう厳しく批判されています。七月にオタワで第六回締約国会議が開かれる予定であります。それまでに十四品目のうち幾つを撤回されるつもりか、そのことについてお伺ひしたいと思ひます。

○鳥居原説明員 留保品目につきましては先ほど議論が出たわけでございますが、我々としたしましては、その品目数をできるだけ早く減らしたいというのが基本的な気持ちでございます。しかしながら、そのためにはいろいろな準備あるいは環境の整備が必要でございますので、今の段階では、まずさういった留保品目を減らし得る環境をつくり上げていくということを行政的な努力で行つてまいりたいと思ひます。次第でございます。

○岩佐委員 ジャコウジカについて少し伺ひたいと思ひます。

先ほど留保撤回のために努力をしているという話がありましたけれども、五十九年に厚生省が通達でジャコウジカの使用量を削減するよう指導したから、翌六十年の輸入は前の年の一・五倍近くにふえたわけでありまして、これは、近い将来の留保撤回を予想して駆け込み輸入がふえたという結果を示しています。今後の問題としてこういうことが起こるのではないかと心配がされるわけでありまして、厚生省、通産省にお伺ひしたいと思ひますが、こうした駆け込み輸入防止のためにどういふ対策をとってきたのか、それから今後に備えてどういふ事態をなくすためにどうしていくつもりでありますか。

○佐藤説明員 ただいま御指摘ございましたように、昭和五十九年十二月にジャコウジカにつきまし

て、滋養強壯剤あるいは風邪薬におきましますジャコウの使用を禁止するという措置をとりまして通知を出したわけでございますが、その後六十年には、確かに輸入量がふえる結果となっております。私もこれはこれがむしろ輸入量の減少になると考えていたわけでございます。この輸入の増加と申しますのは、五十九年通知による駆け込み輸入というよりも、香港政府が六十一年三月以降ジャコウの輸出規制の強化を行うという情報がございます。医薬品メーカーあるいは輸入販売業者が、香港におけるジャコウの輸出規制の強化を見込みまして在庫の買い置きに走った、こういうことではないかと考えているわけでございます。

いずれにいたしましても、こういった状況は好ましくないことではございますが、現在留保はしているわけでございますが、ワシントン条約の趣旨を尊重するというところで、ジャコウを輸入する際には、あらかじめ輸入業者から輸出国政府が発行する輸出証明書の写し等を添えて私どもに事前報告させる、こういう措置をとることにいたして、現在行っているところでございます。こういうことで御指摘のような駆け込み輸入という問題にも対処できるのではないかと考えているところでございます。

○岩佐委員 厚生省の輸出事前許可はいつからということですか。

○佐藤説明員 行政指導としてこの措置を行うということですが、ことしの五月十五日の分からということですのでこの措置に取り組んだところでございます。

○岩佐委員 通産省。

○鳥居原説明員 通産省で分掌いたしておりますものあるいは種について、駆け込み輸入という事態はないかと思っておりますが、いずれにいたしましても、さつき御答弁申し上げましたように関連の業界あるいは輸入業者に対しては、できるだけ早い機会に留保品目が解除できるような準備をするように行政的に指導を行っているところでございます。

○岩佐委員 トラフィック・ジャパンのニュースレター八四年第一巻第四号を見ますと、日本がジャコウを輸入する背景でそれだけのジャコウが殺されているか、そのことが記されています。これによりまして、ジャコウは成長した雄からしかとれないわけでありませぬけれども、狩猟は無差別に行われ、雌や子ジカもわなにかかったり射殺をされている。ジャコウ一キログラムをとるために、百から六十頭のジャコウが殺されている。だろりと推定されています。過去十年間ネパールから日本に輸出された千三百七十六キログラムのジャコウをとるために、十三万から二十二万頭のジャコウが殺されていることになる、こういうふうな言われている。驚くべき数のジャコウが犠牲にされているわけですね。この点でも一日も早く条約の留保を撤回すべきだと思いますけれども、長官にお伺いしたいと思います。

○岩佐委員 岩佐先生のおっしゃるとおり、そういう方向でいかなければいけない、早くそういう方向を打ち出したいと思っております。

○稲村国務大臣 次は、べつこの輸入についてですけれども、雑誌「野生生物」八五年十一月号に、大蔵省の日本貿易月表から作成したワシントン条約締結国からの日本のべつこの輸入の統計数字が出ています。これを見ると、インドネシア、パナマ、トリニダードトバゴ、西ドイツ、タンザニア、こうした国からも輸入したことになるわけですが、これらの国の政府は輸出許可書を発行した事実がないと言っているわけですね。どうして貿易月表に輸出許可のある合法輸入として載っているのか、この点大変疑問に思っております。このうちパナマとトリニダードトバゴ両政府は、通産省に対して説明を要求する書簡を送ったけれども、通産省は両国に対してどうも返事を出してないというところがあるわけですね。

○鳥居原説明員 留保されている品目については、ワシントン条約の手続はとらないで輸入される

るわけでございますので、輸出許可書が要るとかそういうことではございません。したがって、我々管理当局といたしましても、その輸入の流れ、実態が必ずしも十分把握できないというのが現状でございます。御質問のもう一つのトリニダードトバゴあるいはパナマ等からの書簡につきましては、まずトリニダードトバゴからの書簡は一八八五年の八月に照会を受けております。内容的にはタイマイの輸入について輸入者等を照会してきておるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように留保品目でございますのでその情報は我々もございませんので、これは戻しましては回答を差し控えるといえます。それからパナマからの書簡は、正確には我々受け取っておりませんが、これは聞くところによりまして、通産省というよりもトラフィックという団体の方へ照会をされたというふう聞いております。

○岩佐委員 今長官お聞きのように、通産省に対してそういう照会があつて、結局現在の対応の中では通産省はこれに返事をしてない、国際的な信義にもとるといふことで、これが国際的な問題になっていくことではありますので、こうした問題は早急に解決をしていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○古賀政府委員 国際的な諸機関と十分緊密な連絡をとりながら、条約の適正な履行を図っていく必要があるというふうに考えております。

○岩佐委員 農水省にお伺いしますが、五十五年からアオウミガメについての調査研究を実施してこられたということでありませぬけれども、人工養殖の技術的な見通しはついたのでしょうか。それから、今後その見通しがついたということでは留保撤回するような望みというものが、そういうことについてお伺いしたいと思います。

○河田説明員 アオウミガメに関する調査研究につきましては、今先生御指摘のとおり五十五年から

ら国の補助事業として東京都に助成してやっておりますが、それ以前から、アオウミガメの産卵地が小笠原にございますので、そこでは調査研究していただけて、五十五年から五十七年にかけて種苗生産、親から卵をとってそれをふ化して育成する、そういう種苗生産に関する研究を行い、その後五十八年から六十年にかけては、ふ化したカメに標識をつけた資源、生態に関する研究を行ってきた。ですから、五十五年から六十年まで六年間アオウミガメの調査研究を行ってきたわけで、その結果一定の成果は得られてきているというふうに考えております。特に効果的な増大の方法については、回遊が意外と広い範囲にあるといふこと、種苗の増殖といふこと栽培についてはなかなか見通しがつきにくいわけですが、種苗生産に関しては一定の成果が上げられておるといふふうに考えております。

ただ、病気の話などまだ解決していない問題が残されておりました。今後も東京都の小笠原のセンターを中心としていくというふうな聞いております。それから、標識放流につきましても、六年間で毎年一万个体ぐらゐづつ標識をしておりまして、現にかなり広範囲に回遊していることがわかってきておりました。七年から十年ぐらゐかかないとまた帰ってきませんから、その解析なんかもまだ今後に残された問題だといふふうに思っております。

こうしたことから、アオウミガメに関する増殖の技術のうち種苗生産については、若干の問題はあるものの技術は確立してきておりました。そういうことで、タイマイ等他のウミガメにも応用できるかと考えられます。この技術は、輸出国に普及すれば、一定の種苗生産の可能性、そういうものに役立つといふふうには考えております。

○岩佐委員 次に、イリエワニについてお伺いしたいと思います。イリエワニは附属書一に掲載をされ、商業的取引は禁止されていますけれども、日本は留保を続けているわけですね。パプアニューギニアでは一九

八一年から、オーストラリアでは一九八五年からランニング計画、いわゆる飼育下における繁殖が行われ、一定の範囲での合法的取引が認められているわけですが、またインドネシアは、条約で認められた輸出割当制度に基づいて年間二千枚の皮を輸出しています。これらの輸出国と取引をすれば合法的、定期的にはワニ皮を輸入できる道があるはずなんです。ところが、ブエノスアイレスでの第五回締約国会議では、ランニングを行っている国と留保している国との取引を禁止する、そういう決議がなされているわけです。日本が留保を続ける限り、オーストラリアなどから合法的な輸入ができないことになるわけでありまして、ですから、こういう面でも留保はもう早く撤回をすべきだというふうに思うわけでありまして、この点、環境庁のお考えを伺いたいと思います。

○松倉説明員 先生御指摘のイリエワニにつきましては、皮革の原料ということでございますけれども、その皮革の原料としての品質がワニとして最高級のものであるということでございまして、ほかのワニによって代替が不可能であるということ、留保の撤回については極めて困難であるというふうに考えておるわけでございます。

なお、我が国といたしましては、フィリピンにおきましてワニの種の保護を図ることを目的としたワニ養殖事業への技術協力を行っているわけでございます。このプロジェクトの推進に伴いましてイリエワニの供給力が増加することを期待しております。

○岩佐委員 長官にちょっとお伺いしたいのですが、今まで数は少ないのですがジャコウジカ、アオウミガメ、それにイリエワニについて少し議論をいたしましたけれども、結局、日本がいろいろ考えて努力をすれば、アニマルギャングと言われなくて済む事態をつくり出すことができるというふうに私は思うのです。そういう方向に向けての長官のお一層の御努力をぜひ期待を申し上げます。と思うわけですが、一言お願いを申し上げます。

○古賀政府委員 ワシントン条約の確実、誠実な履行のために今まで努力をしてきたわけでございますけれども、このたび通産省におきまして水際規制を強化するという措置をとられましたし、また私も国内法を提案いたしておるわけでございます。こういうことがワシントン条約の確実な履行に大きく資することは間違いないところでございまして、こういう努力の積み重ねがこの条約の確実な履行につながるというふうに考えておるわけでございます。

もう一つは、留保品目の点でありますけれども、これも関係各省削減する方向で努力をするというところでございまして、各国の我が国に対しまして目も、これからは変わってくるであろうというふうに確信をいたしております。

○岩佐委員 不正輸入された野生生物で税関で見えさせられたものが、五十六年から六十一一年まで六年間に三百三十八件、四千八百五十個体となっております。これらの動植物は、原産国に返されたものがキンクローライオンタマリン、ブラジルヘナ一頭返された、またオランウータンがインドネシアに返された、この二つの例しかない、そういうことであります。

先ほどの答弁で、法案の第十三条の「必要な措置」の中には返還も含まれる、こういうような説明があったわけでありまして、返還のための努力がきちんとされているかどうかということが大変大きな問題だと思っております。原産国に対して返還を望むかどうかの通知さえ今までできていないというのが実態だということに聞いておるわけでありまして、この点について、そういうことでは問題だと思っております、お答えをいたしたいというふうに思います。

○島居原説明員 不正輸入されたものにつきましては、大抵の場合に輸入者が任意放棄をされます。任意放棄をされずと国のものになる、国庫に帰属するというところで、それを条約の趣旨に沿って管理するためには二つ方法があります。そのうちの二つが返還ということでございます、返

還には先ほど来から議論をいたしておりますように受け入れ先、相手国の状況、あるいは条約によれば輸出国の費用負担という原則になっております。そういういろいろな国際上の問題がまだまだ山積いたしております。

そういう点を考えまして、本来保護しなければいけない動物あるいは植物について一番いい方法は何かといえ、現時点で考えられる方法としては、まずは国内の保護センターで保護育成をするということが先決ではないかということ、今まではそちらを優先してまいったわけでございます。ただ、今後、返還をして輸出先へ戻した方がいいというケースがだんだん出てくれば、我々といたしてもそういう国に積極的に返還の要請あるいは問い合わせをしたいというふうに思っております。

○岩佐委員 最後の質問になりますけれども、外から国内に入ってくる野生生物の水際チェック、これを強化すべきだ、先ほどから議論があったところでありまして、特に人の配置の問題でありまして、アメリカでは、専門の係官を十八カ所の通関所に二百人配置をしている。一カ所平均十人強であります。ところが日本は、今回の改正で二百二十カ所から三十五カ所に絞って専門官を一人ずつ配置するなどの措置をとっているけれども、しかし大変少ないということが言われております。やはりアメリカ並みに専門官、係官の配置をすべきだという要求が大変強いわけでありまして、

それから、先ほどの専門官のことですけれども、専門の知識を持った人を識別委員として通産省の名前はそろえてはいるけれども、水際チェックの際、条約の対象の野生生物であるかどうかの識別を頼んだ例はまだ一度もないということでございます。また、大蔵省も税関チェックの際、よくわからないものは専門官に委嘱して判定してもらおう、そういう体制を考えているようだけれども、これもボランティアみたいなことを考えておられるようだ。そういう点では係官の増員、それ

からちゃんと専門官を配置する、この点について真剣に考えていくべきだというふうに思うわけでございます。この点、大蔵省の御意見をお伺いしたいと思います。

そして最後に、今回の法律、これはまさに何もないところにつくるわけでありまして、そういう点では今後期待されるものがあるわけでありまして、いろいろな議論の過程で不十分な点、そういうものがあります。ぜひ不十分なものを政令等で補う、あるいは運用面で積極的に改善をしていく、このことを強く要望いたしまして私の質問を終わらせていただきますが、答弁だけお願いしたいと思います。

○伊東説明員 専門官の点についてお答え申し上げます。

現在のとこ全国の通関官署に五十二人を配置しておるわけでございますけれども、今後とも税関職員研修の充実強化を通じて職員の資質の上昇に努めてまいりたいと思っております。それから、識別の点でございますけれども、税関におきましては、常日ごろから最寄りの動物園、水族館と連携をとりまして識別等について教示を願っているところでございまして、現在のとこは日本動物園水族館協会に属するところと直接連絡をとって動物等の識別を行っているところがございます。

○岩佐委員 終わります。

○林委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○林委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

絶滅のおそれのある野生動植物の保護の規制等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○林委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○林委員長 次に、ただいま議決いたしました本案に対し、武村正義君、岩垂寿喜男君、春田重昭君、滝沢幸助君及び岩佐恵美君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。武村正義君。

○武村委員 私は、ただいま議決されました絶滅のおそれのある野生動物植物の保護の規制等に関する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同を代表いたしましたして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
絶滅のおそれのある野生動物植物の保護の規制等に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一 規制の対象となる「希少野生動物植物」の種類は、ワシントン条約附属書一に掲げる種に限定することなく、適切な評価を行うことにより同条約の効果的実施に資するよう、その範囲を定めること。

一 ワシントン条約に対する我が国の留保品目の数を削減するよう努めること。
一 絶滅のおそれのある野生動物植物の保護施策を科学的、総合的に推進するため、海外の関係機関とも連携して調査研究の充実を図るとともに、保護体制の強化に努めること。

一 野生動物植物の保護のため、原産国との協力を含めその生息環境の保全を図るとともに、必要な保護増殖対策を推進すること。
一 野生動物植物の保護の重要性について、積極的に普及啓発を図ること。

一 国庫に帰属した生きた「希少野生動物植物」について、原産国への返還を含め適切な保護を行うこと。

一 関係省庁の連携を一層緊密にし、ワシントン条約のより適切な実施を図ること。

以上であります。その趣旨につきましては、本文中に尽くされておりますので、説明を省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○林委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○林委員長 起立総員。よって、武村正義君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、稲村環境庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。稲村環境庁長官。

○稲村國務大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議につきまして、その御趣旨を十分尊重いたし、努力してまいる所存でございます。ありがとうございます。

○林委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○林委員長 次に、福島議二君外四名提出の水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。福島議二君。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○福島議員 ただいま議題となりました水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

水俣病対策は、環境行政の重要課題の一つであり、水俣病患者の迅速かつ公正な救済に当たっては、まず、その認定業務を促進することが求められております。

このため、熊本県において検診・審査体制の充実強化等の措置が講じられてきたほか、昭和五十四年三月十日に本臨時措置法が制定され、翌五十四年二月十四日から施行されました。その後、昭和五十九年四月に認定の申請期限を昭和六十二年九月三十日まで延長する改正が行われ、現在に至っております。この法律においては、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、いわゆる旧救済法により、昭和四十九年八月三十一日までに熊本県知事等に対し認定の申請をしていない者で認定に関する処分を受けていない者は、環境庁長官に対して認定の申請をすることができるとされております。

本法施行以来の国及び県の努力の結果、旧救済法による申請者で認定に関する処分を受けていない者は、残り少なくなっております。しかしながら、昭和四十九年九月一日から施行された公害健康被害補償法による申請者で認定に関する処分を受けていない者を含めると昭和六十二年三月末で五千五百人を超えている現状にあり、長期にわたる申請滞り等を速やかに解消することにより水俣病対策の推進に資するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、法律案の内容を御説明申し上げます。
第一は、認定の申請期限の三年間の延長であり、旧救済法による水俣病に係る申請者でまだ認定に関する処分を受けていない者は、昭和六十五年九月三十日まで環境庁長官に対して認定の申請

〔本号末尾に掲載〕

をすることができるといたしております。

第二は、環境庁長官に対して認定の申請をすることができるとする者の範囲の拡大であります。

従来の旧救済法による申請者に加え、新たに公害健康被害補償法施行後五年以内における同法による水俣病に係る申請者等で、いまだ認定に関する処分を受けていない者は、昭和六十五年九月三十日まで環境庁長官に対して認定の申請をすることができるといたしております。

以上のほか、環境庁長官が行う認定の効力に関する規定等の整備を行うことといたしております。

なお、この法律案の施行期日は、昭和六十二年十月一日といたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十六日火曜日午前十時三十分理事會、午前十時五十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十四分散會

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九十号。以下「旧救済法」という。)」の下に「又は公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号。以下「補償法」という。)」を加え、「認定の申請を「認定等

の申請」に、「認定に関する処分」を「認定等

をすることができるとする者の範囲の拡大であります。

従来の旧救済法による申請者に加え、新たに公害健康被害補償法施行後五年以内における同法による水俣病に係る申請者等で、いまだ認定に関する処分を受けていない者は、昭和六十五年九月三十日まで環境庁長官に対して認定の申請をすることができるといたしております。

以上のほか、環境庁長官が行う認定の効力に関する規定等の整備を行うことといたしております。

なお、この法律案の施行期日は、昭和六十二年十月一日といたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十六日火曜日午前十時三十分理事會、午前十時五十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

に改める。

「認定等」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

旧救済法又は補償法による水俣病に係る認定又は決定の申請（以下「認定等の申請」という。）をした者で次の各号に掲げるものは、環境庁長官に対して、当該認定等の申請が、旧救済法によるものである場合にあっては当該認定等の申請に係る水俣病が旧救済法第二項第一項の規定により定められた指定地域に係る水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を、補償法によるものである場合にあっては当該認定等の申請に係る水俣病が補償法第二項第一項の規定により定められた第二種地域に係る水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を、それぞれ、昭和六十五年九月三十日まで、申請することができる。ただし、当該認定等の申請が、旧救済法によるものである場合にあっては当該認定等の申請について、補償法附則第十二条の規定により旧救済法第三項第一項の規定の例による公害被害者認定審査会の意見が、補償法によるものである場合にあっては当該認定等の申請について、補償法第四項第二項後段において準用する同条第一項後段の規定による公害健康被害認定審査会の意見が、それぞれ、県知事又は市の長（以下「県知事等」という。）に既に示されている場合は、この限りでない。

一 補償法の施行の際旧救済法第三項第一項の水俣病に係る認定の申請をしていた者で補償法附則第十二条の規定により旧救済法第三項第一項の規定の例による認定に関する処分を受けていないもの
二 昭和五十四年八月三十一日以前に補償法第四項第二項の水俣病に係る認定の申請をしていた者で同項の規定に関する処分を受けていないもの
三 前号に掲げる者（この項の規定による申請をした者を除く。）が死亡した場合（水俣病の

認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号）の施行前に死亡した場合を含む。）においてその死亡した者に係る補償法第五項第一項の水俣病に係る決定の申請をした者で同項の決定に関する処分を受けていないもの

2 環境庁長官は、前項の規定による申請を受けた場合には、当該申請者が、同項第一号に掲げる者である場合にあっては当該旧救済法第三項第一項の認定の申請を受けた県知事等に、前項第二号に掲げる者である場合にあっては当該補償法第四項第二項の認定の申請を受けた県知事等に、前項第三号に掲げる者である場合にあっては当該補償法第五項第一項の決定の申請を受けた県知事等に、それぞれ、自ら前項の認定に関する処分を行う旨の通知をした上で、臨時水俣病認定審査会の意見を聴いて、当該申請者（同項第二号に掲げる者）にあっては、当該申請に係る死亡者）について同項の認定に関する処分を行う。

3 県知事等は、前項の通知を受けた後においては、当該通知に係る申請者が、第一項第一号に掲げる者である場合にあっては補償法附則第十二条の規定により旧救済法第三項第一項の規定の例による認定に関する処分を、第一項第二号に掲げる者である場合にあっては補償法第四項第二項の規定による認定に関する処分を、第一項第三号に掲げる者である場合にあっては補償法第五項第一項の規定による決定に関する処分を、それぞれ、当該申請者について行うことができる。第三条を次のように改める。

「受けていないものが死亡した場合においてその死亡した者の補償法第三十項第一項に規定する遺族若しくは補償法第三十五項第一項各号に掲げる者又はその死亡した者について葬祭を行う者」と、同条第二項中「当該旧救済法第三項第一項の認定の申請」とあるのは「当該申請に係る死亡者に係る旧救済法第三項第一項の認定の申請」と、「同項第三号に掲げる者」とあるのは「同項第一号及び第三号に掲げる者」と、同条第三項中「当該申請者」とあるのは「当該申請に係る死亡者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

第五条第二項中「補償法の施行の日」を「次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該認定に係る申請者が第二項第一項第一号に掲げる者である場合 補償法の施行の日
二 当該認定に係る申請者が第二項第一項第二号に掲げる者である場合 当該補償法第四項第二項の認定の申請のあつた日
三 当該認定に係る申請者が第二項第一項第三号に掲げる者である場合 当該補償法第五項第一項の決定の申請に係る補償法第四項第二項の認定の申請のあつた日
第五条第三項中「第二項第二項の規定による認定を受けた者」を「第二項第一項第一号に掲げる者で同条第二項の規定による認定を受けたもの」に改める。

この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附則
理由
水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の施行状況にかんがみ、環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を昭和六十五年九月三十日まで延長するとともに、新たに、同法の適用対象に昭和五十四年八月三十一日以前に公害健康被害補償法による水俣病に係る認定の申請をしていた者で認定に関する処分を受けていないもの及びその遺族等を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費として、平年度約七百万円の見込みである。

昭和六十一年六月六日印刷

昭和六十一年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局